

平成29年第3回
笠間市議会定例会会議録 第4号

平成29年9月13日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	海老澤	勝君
副議長	14番	石松俊雄	君
	1番	田村泰之	君
	2番	村上寿之	君
	3番	石井栄	君
	4番	小松崎均	君
	5番	菅井信	君
	6番	畑岡洋二	君
	7番	橋本良一	君
	8番	石田安夫	君
	9番	蛭澤幸一	君
	10番	野口圓	君
	11番	藤枝浩	君
	12番	飯田正憲	君
	13番	西山猛	君
	15番	萩原瑞子	君
	16番	横倉きん	君
	18番	大関久義	君
	19番	市村博之	君
	20番	小藺江一三	君

欠席議員

	17番	大貫千尋	君
	21番	石崎勝三	君

出席説明者

市	長	山口伸樹	君
副	市長	久須美忍	君
教	育長	今泉寛	君

市長公室長	塩畑正志君
総務部長	中村公彦君
市民生活部長	石井克佳君
福祉部長	鷹松丈人君
保健衛生部長	打越勝利君
産業経済部長	米川健一君
都市建設部長	大森満君
上下水道部長	鯉渕賢治君
市立病院事務局長	友水邦彦君
教育次長	小田野恭子君
消防長	水越均君
会計管理者	柴田常雄君
笠間支所長	渡部明君
岩間支所長	岡野正則君
監査委員事務局長	太田周夫君
行政経営課長	清水博君
行政経営課長補佐	鶴田宏之君
農政課長	金木雄治君
農政課長補佐	細谷敦君
資産経営課長	山田正巳君
資産経営課長補佐	木村幸広君
健康増進課長	下条かをる君
健康増進課長補佐	須藤賢一君
笠間保健センター所長	横田繁稔君
企画政策課長	後藤弘樹君
企画政策課長補佐	北野高史君
総務課長	西山浩太君
総務課長補佐	石川浩道君
社会福祉課長	萩原修君
社会福祉課長補佐	岡野裕君
環境保全課長	滝田憲二君
環境保全課長補佐	小里貴樹君

出席議会事務局職員

議会事務局長 飛田信一

議 会 事 務 局 次 長	渡 辺 光 司
次 長 補 佐	堀 越 信 一
主 査	若 月 一
係 長	神 長 利 久

議 事 日 程 第 4 号

平成29年9月13日（水曜日）

午 前 1 0 時 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（海老澤 勝君） 皆さん、おはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は20名であります。本日の欠席議員は、17番大貫千尋君、21番石崎勝三君であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（海老澤 勝君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（海老澤 勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、7番橋本良一君、8番石田安夫君を指名いたします。

一般質問

○議長（海老澤 勝君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問につきましては、一括質問・一括答弁方式及び一問一答方式の二つの方式から選択といたします。なお、質問は項目ごとに質問し、完結した後、次の質問項目に入っていただくようお願いいたします。

また、発言時間は、一問一答方式につきましては、質問・答弁合わせて90分以内とし、一括質問、一括答弁方式につきましては、質問時間を30分以内といたします。執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは、「反問します」と宣言し、議長の許可を得て質問内容を深めていただきたいと思います。

さらに、議員、執行部ともにわかりやすい質問、わかりやすい答弁に努めてくださるようお願い申し上げます。

それでは最初に、15番萩原瑞子君の発言を許可いたします。

〔15番 萩原瑞子君登壇〕

○15番（萩原瑞子君） 15番、政研会の萩原瑞子でございます。通告に従いまして、一問一答での質問をいたします。今回は二つの質問をさせていただきます。

一つ目といたしまして、総合窓口の設置についてお伺いをいたします。

市民の方々から最近特に市役所での窓口の対応について意見を聞くことが多くありました。その内容は、「受付のところ、どこへ行ったらいいかうろうろしてしまった」、「書類の書き方がわからなかった」、「長時間がかかってしまった」、「窓口の前に立っていたのに、こちらを見ていても来てくれなかった」など、高齢者の方、若い方が笠間市に転入して初めて行った市役所での対応の様子です。これらの対応はほんの一部であるとは思いますが、大変残念でなりません。市民の方々が安心してスムーズに手続きができ、満足して帰られるよう、窓口業務を考えていただきたいと思いますとの思いから、今回質問をいたします。

一つ、笠間市では、転入届・転出届の件数は年間どのくらいあるのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） 15番萩原議員のご質問にお答えをいたします。転入転出届の件数でございますけれども、平成28年度の実績で申し上げますと、転入届が1,582件、転出届が1,824件となっております。

○議長（海老澤 勝君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 去年は、そうしますと、約3,400件くらいの件数があったという

ことで、随分あるということがわかりました。

二つ目です。市民課で、転入届が出されたとき、来庁した市民が手続が全て終わるまでには、関連する課はどのくらい回るようになるのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） 転入届の後に必要となる手続といたしましては、もちろんその方の置かれている状況など、人によって手続は異なりますけれども、一般的には保険年金課で、国民健康保険・マル福などの手続、高齢福祉課で介護保険の手続、子ども福祉課で児童手当の手続、環境保全課でごみの出し方の説明などが主なものとして挙げられます。通常、市民課以外に3課程度回るようになっております。

○議長（海老澤 勝君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 私たちは憲法によって基本的人権に守られております。それには、妊娠したときからの届け出、出産届の手続をして、一人の人間として認められ、それ以降、人生の節目節目に届出、手続をしていかなければならないことがよくわかります。市民と行政は深いつながりを持ち、市民は行政に対して快いサービスを求めていることもわかります。

手続に関しましては、本庁、支所は、同様にできるのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） 基本的に、支所での手続であっても、本所と同じく事務処理ができ、わざわざ本所のほうに足を運んでいただくことはありません。

○議長（海老澤 勝君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 「3、総合窓口とはどのようなものですか」についてですけれども、私の思う総合窓口は、あらゆる受付を一つの部署に集約し、原則としてワンストップで対応できる窓口を考えておりますが、市としては、総合窓口についての考えはどのようにお持ちでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） 総合窓口についてでございますけれども、総合窓口というのは統一的な定義はございませんけれども、全国の事例を見ますと、転入や転出等に伴う複数の手続を一括で処理する部署や案内する窓口を総合窓口というふうに定義をしているところでございます。

そして、地域の特性や庁舎の状況などにより、取り扱う手続の種類が異なっているのが現状で、大きな自治体では7課程度の業務を取り扱う総合窓口があるのに対しまして、市民課や保険年金課など、類似する二つの課をまとめて総合窓口としている自治体もあるところでございます。

既に導入している自治体におきましても、組織の改変を行いまして、職員に対する教育研修制度を充実させた上で受付をした職員が数多くの業務を取り扱う総合窓口を設置して

いるケースもあれば、最も利用件数の多い証明発行業務のみを切り出して、まとめて取り扱う窓口を総合窓口とするケース、システムベンダーが提供している総合窓口が導入して窓口カウンターで来庁者の人数を把握して対応する総合窓口など、さまざまな形態がございまして、いずれにしましてもそれぞれの自治体ごとに実情に即した総合窓口を構築して業務改善につなげているところがございます。

笠間市におきましては、現在のところは総合窓口というよりは、関連した業務を一つのフロアのほうに設置をしてサービスをしているところがございます。

以上です。

○議長（海老澤 勝君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 総合窓口となりますと、全国的にもなかなか設置がされていないような様子と、あと、職員の教育的なことにも関して難しいのかなという思いはありますけれども、やはり市民に対するサービスとしては、総合窓口の設置が必要ではないかなと思っております。

この総合窓口の導入の状況なんですけれども、全国、そしてまた、県内の様子では、どのような様子をご存じでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） 総合窓口の導入の状況でございますけれども、総務省の調査によりますと、平成28年4月1日現在で、全市区町村で見ますと213団体で12.2%、指定都市・中核市以外の市では115団体で15.8%となっております。

次に、県内の状況でございますけれども、導入済みの自治体が日立市、土浦市、古河市など11団体で、導入率は25%となっております。

○議長（海老澤 勝君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 5に行きます。答弁の中で重複することがあると思っておりますけれども、的確にご答弁いただきたいと思っております。

導入している自治体では、総合窓口で、県内で結構ですのでどのようなことをされているのか、お願いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） 総合窓口での業務の取り扱いでございますけれども、先ほど申し上げましたように、導入している自治体の規模によってそれぞれ取り扱う業務が異なる傾向にありますけれども、小規模な自治体ほど、1カ所の窓口業務を集約する改形、形態をとっております。逆に大規模な自治体では関連する業務を所管している課を同一のフロアに集約をして、ワンストップではなくワンフロアでサービスを完結させるような形態をとるところが多いような状況でございます。

共通している点としては、市民課で取り扱う業務を基本としまして、住民票、戸籍、税証明等の証明書を交付する窓口と、転入届や転出届などの手続を行う各種届け出申請の窓

口を分けて設ける自治体が多くなっております。

また、各種届出の窓口で取り扱う業務は、転入届や出生届などのライフイベントに関連した手続を中心に、手続の専門性や処理件数など、各自治体において総合的に判断してそれぞれの業務の範囲を設定しているところがございます。

○議長（海老澤 勝君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 総合窓口の設置というと全体的なことを私は見ているんですけども、やはりできることからやっていくというのが一つの方法ではないかなと思っております。今回私も、この質問に関しましていろいろほかの自治体ではどのようなことをやっているのかということで調べてみましたけれども、ここで一つ紹介させていただきます。

これは大分県の別府市なんですけれども、弔事に関してワンストップをサービスをしているところなんです。それには、お悔やみコーナーということを設置しております。そこには専門職員が同時2人待機して、マンツーマンで書類への記載内容、方法をお手伝いする。A3判の書類はその名のお客様シートとし、亡くなった日付や名前、住所、還付金の振込先などの情報をこのシートに全て書き込むだけで、市民課、高齢者福祉課、市民課税関係部署への申請が一括作成される。その後の必要な手続は、各課の職員が出向いて処理する仕組みだそうです。遺族らが各課に出向く必要がある場合は、職員が案内するとしております。

同市の場合は、死亡手続は10課66業務と多岐にわたり、行く先々で、「御愁傷様です。お亡くなりになられた方はお父様ですか。それとも、」といったやりとりを各課で交わすその負担を大きく減らしたとしております。こういったこともやっておるところがありますので、笠間市としては、何か一つからでも取り入れていただきたいと思っております。

今、紹介したようなところもありますので、明確に、市民がわかるような一つの窓口を設置するような考えはありますでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） お話のありましたような、別府市のように総合案内を充実させて、市民の利便性の向上を図っている自治体もありまして、これも一つの総合窓口の形態であるというふうに考えております。

笠間市におきましても、合併時より本所に総合案内を設置しまして、総合案内において手続部署の案内や観光情報の提供、また簡易な申請書の記入の仕方についても説明をしております。来庁する皆様の手続がスムーズにできるようお手伝いをしているところがございます。

また、日曜日の市民課の業務の一部受け付けや平日の窓口延長を初め、マイナンバーカードを活用した証明書等のコンビニ交付も行っておりまして、一業務ではありますけれども、市民の皆様のお役に立っているものというふうに考えております。

お悔やみ、死亡届に関しましては、後日複数の手続が必要になるということで、市民課

のほうで必要な手続の一覧表をお渡しをしまして、来庁者の方々にご不便をおかけしないように対応しているところでございます。

また、転入転出につきましては、必要な手続について受け付けをした市民課のほうで担当部署を案内しているところでございます。今後も行財政改革を進める中で、来庁者の皆さんの利便性の向上につながる取り組みがあれば、関係課連携をして取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 今、笠間市でも案内を置いてということをおっしゃっていましたが、案内の方は確かにいらっしゃいますけれども、あそこの机がこういったカウンター式ならば、あそこで書類を見せて、市民の方と一体になってお話しできるんじゃないかと思うんですけれども、あそこのちょっとテーブルが低いですね。そうしますと、何となくそこで書類を見て、見せて、それで書類上でいろいろ質問したり、やりとりをするようなあそこは環境じゃないと思うんですね。

まずは、あそこの入り口の案内所をもう少し大きめにして、きちんとわかるように、そしてこういったカウンターを置いて、お互いが同じ目線でお話ができるようにしていただければ、ああ、こういうところに案内があつて、ここで聞けるんだなというイメージにもなると思うんですね。それをちょっとここで提案したいと思います。

次に行きます。

笠間市では、総合窓口についてどのように考えていますか。これから笠間市がやろうとすることなんですけれども、その点についてご説明をお願いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） 総合窓口の設置につきましては、今年3月に策定をいたしました第3次の行財政改革大綱の実施計画の中で、業務改革の一環としまして計画に位置づけ、平成32年度を目標に今年度から設置に向けた検討を始めているところでございます。

現在、窓口業務を所管する課の担当で構成いたします「総合窓口サービス検討会議」を設置をいたしまして、今後の住民サービスの根幹となる総合窓口サービスについて協議を行っているところでございます。

先ほど萩原議員より、できることから実行という話がございましたけれども、検討会議の協議の中で平成32年度を待たずに実施できるものがあれば、それは取り組んでいきたいというふうに考えております。

総合窓口につきましては、今後窓口業務の現状把握を行った上で、本市における総合窓口の位置づけを明確にしまして、職員にとっても働きやすく、住民サービスの向上につながる総合窓口を構築したいというふうに考えているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 第3次行財政改革大綱実施計画では、今おっしゃったように、

平成32年を目標に検討を進めているとのことですね。早い時期に総合窓口の設置、ワンストップのサービスができることを期待いたしまして、今回、総合窓口の設置に関しましては、以上で終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（海老澤 勝君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 次に、二つ目に入ります。イノシシ被害の対策についてお伺いをいたします。イノシシの被害に対しては、過去の一般質問でも何度となく質問がありました。今回は石松議員からも出ております。いかに市民の方々がイノシシの被害に苦しみ、悲痛な声を上げているのか、その状況を被害者の案内をいただいて見てまいりました。

以前から被害の状況を見たり、道路沿いなどで見てはおりましたが、現地で聞くと見るとでは大違いでした。安心・安全な生活は守られているのか心配でなりません。

茨城県では6月に、「第6期イノシシ管理計画」を策定いたしました。その中で捕獲目標、年七千頭に拡大しております。笠間市では、「笠間市鳥獣被害防止計画」を策定しております。これらを踏まえて質問をいたします。一つ、イノシシの被害状況。イノシシの数などはどのように把握をされているのでしょうか、お願いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 15番萩原議員のご質問にお答えいたします。

イノシシの被害状況、イノシシの数などはどのように捉えているかについてのご質問でございますが、まず、被害状況につきましては、市内農業者に対しまして毎年実施をしております被害調査の結果によりますと、平成26年度は被害面積約19ヘクタールです。被害額約1,600万円、平成27年度は被害面積22ヘクタール、被害額約1,700万円だったものが、平成28年度には被害面積約39ヘクタール、被害額約2,600万円と大幅に増加をしております。

次に、イノシシの数についてでございますが、平成28年度の茨城県イノシシ管理計画によりますと、県内の推定生息数は、平成12年度は約1万頭だったのに対しまして、平成27年度末には約3万2,000頭と大幅に増加をしているということでございます。

以上です。

○議長（海老澤 勝君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 今のご答弁から、いかに被害状況が拡大し、また金額にしてもふえているかということが本当に目に見えてわかりました。

私もこの前、ご案内をいただいて被害状況を見てきたんですけれども、写真を撮ってきました。ここ小さくて、皆さんには見せることができないんですけれども、今こうやって改めてこの写真を見ても、私、本当に悲しい気持ちでいっぱいなんです。

例えばお米ですよ。もう本当に、実って垂れ始まったところにイノシシが来て、かき回して、ほとんどのところが寝てしまったんです。あれでは稲刈りする状況ではないということと、つくっている方が見たときに、どういう思いでこれから農業を続けていくのかということで、本当に胸の痛い思いをしました。

また、ある方の屋敷の中には、イノシシが来て、屋敷の周りに畑をつくっているんですけども、いろいろな種類をつくっているんですね、その方のおうちは。全てが食べられちゃっているんですね。この春ですけれども、お屋敷の後ろにある竹林のところのタケノコなんかも全滅だそうですね。あとジャガイモもそうだし、カボチャもそうだし、スイカもそうだし、トウモロコシなんかも高くなったのを全部倒されて食べられちゃったということで、私が行ったときにはそういったものが本当に食べられて、大きな穴がそっちこっちに、イノシシが穴を掘った跡があったんですけども、残っていたのはサトイモですか。サトイモってすごい大きい株ですよ。それが、ある一画、サトイモをたくさん植えていたと思うんですけども、朝起きたら、その一部分、3分の1ぐらいが食べられて本当になかったと。次の日に朝、来たら、また、その3分の2ぐらいが今度なくて、3日目、来たら、1株だけが残っていたというんですね。その1株が残っていたので、私、その状況で写真を撮ってきたんですけども、笠間市内、そういう状況なんですね。

私はどちらかというと街うちに住んでおりますから、現実の生活の中で見ることはないんですけども、ちょっと一歩外に出ると本当にその被害というのが増大しているということがすごくよくわかりました。これらを踏まえて私、今回本当に一般質問しなければという思いで一般質問をさせていただいているわけなんんですけども。次にいきますけれども。

それで、こういった被害はどういった原因があって被害になっていると。いろいろなことから考えれば、それはわかるんですけども、行政としてはその被害の状況というか原因というものをどのように捉えているのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 被害の原因をどのように捉えているかについてのご質問でございますが、イノシシの繁殖力は高く、捕獲のみの対策では、固体数の減少にまではつながっていないことに加え、耕作放棄地や農地周辺のやぶ、管理不足の山林の増加は、イノシシにとって隠れ場や通り道となっており、農作物のある田畑は絶好の餌場となっている状況であると考えられます。

そのほか、住宅地に近い農地周辺のやぶなどに住み着くことにより、人なれが進んでいることなども被害拡大の原因と考えております。

以上です。

○議長（海老澤 勝君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） そうですね。そういった被害が出るのは、そういった原因があるのではないかなと思っておりますけれども、笠間市のある地区では、里山制度で補助金をいただいて山をきれいに手入れされているんですね。「その辺は一带としてきれいになっているのでイノシシも出ないんだよ」なんてお話も聞きましたので、やはり地域の方々とそういった里山制度をもっともっと拡大して整理していく必要もあるのではないかなとい

うことを今回感じております。

次に行きます。被害対策はどのように、じゃ、行っているのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 被害対策はどのように行っているかについてでございますが、平成20年度から農作物に対する被害を防ぐため、電気柵等を設置する農業者に対して、その費用の一部を補助しております。平成28年度からは電気柵等を農地の面積が1ヘクタール以上の場合には、補助限度額を従来の2万円から3万円に引き上げるとともに、補助対象者を農業者だけではなく、非農家の家庭菜園にも該当させるなど、条件をより充実させ、さらなる自己防衛に対する支援を進めております。なお、補助実績といたしましては、補助を開始しました平成20年度から平成28年度までの9年間を合計しますと、256件、547万2,000円を補助しております。

また、市では、ふえ続ける被害を少しでも軽減するため、イノシシによる被害対策として今年度新たに地域活動団体の支援を考えております。この取り組みは、地域住民の意志で箱わなによる捕獲活動を目的とする団体を組織し、わなの設置、わなの見回り、餌の補給、捕獲後の処理等を行ってもらうものです。

今後、地域で捕獲活動を行ってもらうために、免許取得の経費の助成、また、地域への箱わなの貸し出し、捕獲者に対する捕獲助成を実施してまいります。また、地域活動団体への活動費助成や、地域で埋設や解体、回収処分のできない場合の業者による対応などを検討してまいります。

以上です。

○議長（海老澤 勝君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） ただいまの電気柵に関してですけれども、電気柵の利用状況も案内していただきました。中には、電気柵をくぐって入り、被害の状況もありましたけれども、電気柵のあるところは大体被害対策ができていないんじゃないかということを見てまいりました。

家庭菜園に対しても、電気柵に補助金を今、出しているというお話がありましたけれども、家庭菜園に対しましての耕作面積とか地区の設定はあるのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 家庭菜園におきます耕作面積や地区の設定があるかというご質問でございますが、家庭菜園における補助金につきましては、設置に要する器具の購入費の5分の1を補助します。ただし、限度額が1万円の事業で、耕作面積や地区の要件などは定めておりません。

また、今年度からは。

〔やり方を聞いているんだから、あるならあるでいいんだよ〕と呼ぶ者あり〕

○産業経済部長（米川健一君） 個人負担のお話ですが、例を挙げますと、補助率が5分

の1でございますので、6万円で器具を購入した場合には、5分の1を掛けますと1万2,000円となりますが、補助限度額が1万円ですので、残る5万円が自己負担ということになります。

なお、今年度からは、電気柵に対する補助が県のほうで新たに創設されまして、市の負担する補助額と同額を県のほうで補助してくれるということになりますので、今の家庭菜園であれば、1万円の補助が2万円に、また、一般の農業被害の場合には、これまで2万円の限度となっておりましたので、それが4万円と、補助対象者に対しては負担額がほぼ半額に近くなるので、かなり有利になるというふうに考えております。

以上です。

○議長（海老澤 勝君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 農業が本職で農業をしていらっしゃる方というのは、電気柵もある程度の規模で設置しなきゃなりませんけれども、各家庭で家庭菜園をしている方というのは、大きな金額を出してまでやるべきなのか、それとも被害に、食べられるだけ食べちゃって悲しい思いをしているのかというような思いもありますので、家庭菜園に関して、今、大体2万円ぐらいの補助というお話でしたか。個人負担が2万円でしたっけか。その点を例にとって、どのぐらいの広さでということをやっと何かの、広さとかそういう使い道を例にとってちょっと説明していただければわかりやすいんですけども。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 例というお話ですので申し上げますと、先ほども申し上げましたけれども、当然、ご自分でお守りになる菜園の広さに合わせまして器具を購入するわけですけども、それが6万円で購入すれば、5分の1の補助ですので、1万2,000円の補助となるわけですが、上限が1万円と定められておりますので、6万円のうちの1万円が補助、残る5万円が自己負担という形になります。それが5万円で購入すれば、5分の1の1万円が補助であり、残り4万円が個人負担となります。これがこれまでの市の制度でございました。

ただ、県のほうで新たに創設された補助がございまして、市で負担している額と同額を負担していただけることになりましたので、ただいま説明しました1万円の補助が2万円になりますので、補助を受ける方、家庭菜園をされている方にすれば、かなり有利になるかと思えます。以上です。

○議長（海老澤 勝君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） これから県からの支援もあるということなので、その点をよく広報をしてあげていただきたいと思えます。次に行きますね。

住民参加による被害防止の取り組みに支援をされているようですけれども、地域によっては箱わなの講習を受けて被害を防ぎたいと積極的な方もいらっしゃいます。市としては、丁寧な説明会、講習会を行っていく必要があると思えますけれども、説明会、講習会など

についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 説明会等の質問でございますが、市としましては、設立を希望する地域やまた被害の多い地域を対象といたしまして説明会を実施してまいりたいと思います。

また、地域において団体を組織しました跡も、箱わなの組み立て方法、または電気による、とめ刺し器の使い方などの講習会も随時していきたいというふうに考えております。

○議長（海老澤 勝君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） ぜひ、地域の住民の方が自分たちで守ろうという意欲がありますので、講習会と説明会等を丁寧にしていただきたいと思います。

地域で捕獲したイノシシ、その処理はどのようにされているのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 捕獲したイノシシの処理とのご質問でございますが、一般の狩猟者による捕獲後の処分につきましては、狩猟者の責任におきまして全量を回収するか、全て置かないで持ち帰るか、または埋設処理することとなっております。

しかし、地域で組織した団体が、捕獲までの活動は可能であるが、とめ刺しや埋設、解体、回収などの処分はできないという地区もあるかと思えます。そうした場合には、捕獲後の処理を行える業者と市が契約をいたしまして、希望する地区に対しましては、業者による対応なども考えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（海老澤 勝君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） それでは次に行きますね。実施隊の捕獲活動の状況はどのようなになっているのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 実施隊の捕獲状況というご質問でございますが、実施隊におきましては、年間を通して捕獲許可をとり、活動をしております。

まず、箱わなにつきましては、年間を通して許可をとっていますので、そのとおり、年間を通して設置し、捕獲活動をしております。そのほかに、5月、7月、9月につきましては、共同捕獲としまして、重機を使いましての巻き狩りを中心としたイノシシの捕獲活動を実施をしております。以上です。

○議長（海老澤 勝君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） このイノシシの被害は全国的にどこでも悩んでいるところだそうですので、その被害対策に、捕獲対策ですか、に最新技術を取り入れているところがありますので、ちょっと紹介をさせていただきます。

ネットワークカメラを使って複数の大型空き家、わなの内部のライブ映像を、パソコン

やスマートフォンへ配信しているんですね。そして、この映像を見ながら捕獲ボタンを押すと、自動でわなが作動し捕獲できるということです。イノシシの侵入をセンサーが感知すると、メールで通知されるようです。それでまた、捕獲したイノシシ等が餌づけなんかの状況なども監視が可能だそうです。

これらは、「グランドまるみえホカクン」という名前を持っておりまして、これらを開発し、今、これが大分利用され、また捕獲の状況を増大しているそうです。

もう一つは、「スーパーモンスターウルフ」という名前で、ロボットを使っているんですね。このロボットは、千葉県の木更津市で今取り組みをされているんですけども、水田に設置をされたロボットは、全長65センチ、高さ50センチで、全身を人工の毛皮で覆っているそうです。野生動物が近づくと、赤外線センサーが感知し、発光ダイオード、LEDですね、照明を埋め込んだ目が、炎のように点滅し、首が動くそうです。同時に、内蔵スピーカーからはオオカミの吠える声や、銃の発泡音が聞こえるので、この音にイノシシ等は逃げ回るそうです。

静かな地域では、この音が1キロメートル以上も鳴り響いて、その界限はイノシシの出没もなく、被害もなくなったというようなことなんですけれども、これでは、ほかへほかへ、ほかの地域に逃げていくだけなので、これに関しては、ただ笠間だけがのいいという問題ではないと思いますけれども、今いろいろなこういった先進技術が開発されているようですけれども、それらに関して何か、先進技術の状況とかそれらの知識をお持ちでしょうか。

また、笠間市としては、それらの先進技術に対して取り入れるようなお考えはあるでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） ICTの導入のご質問でございますが、本市ではおっしゃるようにICTを導入しておりませんが、カメラつき監視装置や捕獲の際のメールシステムを導入すれば、箱わなの見回りにかかる労力の軽減、捕獲後のスムーズな対応ができることと考えますので、今後は、ICTを取り扱う民間業者に試験的に一部地域を委託し、わなの設置から処分までを含めて対応できるように検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（海老澤 勝君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 次に行きます。

広域による対応についてですけれども、笠間市近隣の被害対策には限界が来ていると思います。住宅の庭を我が物顔で歩き回り、工作物は食べられ、安心・安全は脅かされ、日々の被害に憤りを感じながら生活している方々に対して、笠間市は真剣に、早急に取り組んでいくことが必要であると思います。

イノシシ対策は、笠間市だけでは解決するものではありません。日本の国が一带となり

取り組む時期に来ていると思います。まずは、茨城県として広域に事業を同じくして捕獲作戦を行うよう、県に働きかけてはいかがでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 広域による対応についてのご質問ですが、本市と山塊をまたいで隣接する城里町において、平成27年度から「笠間市鳥獣被害対策実施隊」、それと「城里町有害鳥獣捕獲隊」により、県内初となる共同捕獲を実施しまして、広域でのイノシシ捕獲対策に取り組んでおります。

また、県内21市町村及び農業関係団体等で構成します「茨城県イノシシ等被害防止対策協議会」においては、鳥獣害対策研修会や先進地視察などに取り組んでおります。そのほかにも、茨城・栃木両県と県境に隣接する市町村と合わせました17自治体で構成しております「茨城栃木鳥獣害広域対策協議会」において、住民参加型のイノシシ被害対策講習会や、毎年9月にイノシシ一斉捕獲を実施するなど、緊密に連携して取り組みを行っております。

今後の捕獲活動につきましても、県内外や近隣市町村と情報を共有し、連携しながら行ってまいります。以上です。

○議長（海老澤 勝君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 今、イノシシ対策については幾つかの協議会でもって捕獲活動をしているというお話ですけれども、やこれは時期を同じくしてやらないと意味がないと思うんですね。こちらの時期できょうやって、1週間後に向こうの時期で、というともう逃げて歩いて、全然捕獲に対する取り扱いというのは違ってくるといいますので、ぜひこういった協議会においては、捕獲時期を同じくして一斉にやるというのが、一つの大きな取り組みになるのではないかなと思っております。

今回、私がこの質問をするということをお話ししましたら、ある議員がおっしゃっていました。「萩原さん、茨城県でやったってだめだよ」と。「こんなのは日本全国、自衛隊さんをお願い、協力していただいて一斉にやらなきゃだめだよね」なんていうお話をいただいて、ああ、なるほどと思って、その後も今回この質問をするまでに時間がありましたので、いろいろ本など、雑誌などを見ておりましたら、やはりそうやって自衛隊さんに協力を求めて捕獲活動をしなきゃいけない、というような意見をされている方が何人かいらっしゃったんですね。これは本当に笠間市だけの問題じゃないですよ。もう茨城県、本当に日本全国でもってやはり自衛隊さんの力というのをここで借りるといいうのも、私は一つの方策ではないかなと思って、今回しみじみとそれを感じました。

これだけ市民の方々が困っているのです。笠間市としてはその市民の気持ちを受け入れるために、職員みずから荒野を駆け回り、または銃の免許を取って、職員みずからその誠意を見せないと、市民の方は大変今回不安がっていますので、本当に真剣に考えていただきたいと私は思っております。

次にまいります。費用弁償は適正ですか、ということをお伺いしたいんですけれども、これは、捕獲活動をする自治体に対しての費用弁償のことですので、ご説明をお願いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 費用弁償は適正かとのこと質問でございますが、笠間市鳥獣被害対策実施隊員は、猟銃免許または、わな猟免許所持者であることが要件であり、捕獲活動は特殊な技量が必要といえます。捕獲活動については屋外での作業となり、巻き狩りを行う場合は、主に山間部での活動となります。また、作業時間につきましては、捕獲状況により異なりますが、通常では午前7時ごろから午後3時ごろまでの約8時間の活動となっております。

実施隊は、「笠間市鳥獣被害対策実施隊設置に関する条例」に基づき、非常勤の特別職として任命しており、報酬額は日額3,500円と定めております。現在の県内の実施隊の状況ですが、笠間市を含め6自治体で実施隊活動が行われており。各自治体の報酬額についてはさまざまでありまして、年額1,000円から日額3,500円となっております、本市が最も高額というような状況でございます。以上のことから、実施隊の報酬額につきましては、特別職の均衡や近隣市町村との状況などから適正であると考えております。

なお、参考までに申しますと、実施隊には報酬のほかに相談代、処分費、わな補償費など、実績に応じて支出しておりますし、ほかの被害対策につきましても、電気柵の補助、わな購入費などを鳥獣被害対策として、平成29年には総額約1,600万円の予算を計上しているというような状況でございます。以上です。

○議長（海老澤 勝君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 被害対策には、市としても本当に金額をもって対応しているということもよくわかります。

しかしですけれども、こういった猟銃免許取得の今おっしゃいました特殊能力、荒野を駆けめぐり8時間の長期作業、そして非常勤特別職としても任命しているんですよ。それで日額3,500円、この金額は私の想像をはるかに超えていると思います。隊員の方々はボランティアのお気持ちを持っておられるかとも思いますけれども、この金額でお願いするのはちょっと申しわけないのではないかなと、私の感想でございます。

このような状況下で、隊員の人数というのはどのような状況でしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 隊員の人数についてでございますが、条例では35名以内と定めております。昨年32名を任命して、昨年までは活動しておりましたが、ことし4月に任期が切れましたので改めて任命をいたしました。それで25名の隊員を任命し、現在活動していただいているというような状況でございます。以上です。

○議長（海老澤 勝君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 隊員の数が条例によって35名以内に決められているというように、何に基づいていたんですかね。人口か、面積なのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 農政課長金木雄治君。

○農政課長（金木雄治君） 隊員の数を何によって定めたかというのですが、実施隊を組織しました平成26年のときに、近隣の市町村で実施隊を定めているところがありましたので、そちらを参考にさせていただいたり、猟友会の笠間支部との協議なども踏まえまして、35名以内とさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（海老澤 勝君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 実施隊の方々の活動時期なんですけれども、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、年間を通じてと、そして、あとまた、5月、7月、9月の活動時期というような説明がありましたけれども、これらを拡大するというお考えはないのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 活動時期をふやしてはというご質問でございしますが、実施隊の隊員の皆様は、それが専門職ではございませんで、職業を持つての活動となりますので、先ほど申し上げました5月、7月、9月の活動時期、それも土曜日曜の週末と、水曜日にはカラスの駆除になるんですけれども、その活動日が指定されております。そのほかに狩猟期間、11月からですけれども、その期間にも捕獲活動にはご協力をいただいているというような状況です。

以上のことから、これ以上活動日をふやすというのは、隊員のほうにかなりの負担がかかることから、これ以上は厳しいのかなというふうには考えております。以上です。

○議長（海老澤 勝君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） 最後になりますが、イノシシの被害で農業を諦めざるを得ない、屋敷の耕作物まで全て食べられてしまい、どうすることもできないなど、悲痛な声を聞いてまいりました。

市民の声にどのように対応されていくのか、市長からご答弁をいただければお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） じゃ、市長、お願いします。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議長から指名をいただきましたので、答弁をさせていただきたいと思っております。

イノシシの被害については議員がいろいろ質問されたとおりでございまして、全国的に大変大きな被害が拡大されております。この県内、笠間市においても同じような状況でございまして、私も、農村部の方を中心にいろいろ被害についての状況、さらには対策についての御要望をいただいているところでございます。

先ほど来、答弁にありますように、これまではいわゆるイノシシの捕獲につきましては、3年前からの実施隊にお願いをしてまいりまして、実施隊の皆さんも昨年度で約120頭の捕獲をしていただいております。

それと、実施隊には入っていない、いわゆる銃・わな免許を持った狩猟者の方が、年間300頭ぐらい、合わせて400頭の捕獲をしておりますが、繁殖率が高いということで追いついていない現況がございます。今の時点で、これだという特効薬は正直なところございません。

私どもとしましては、これまでの実施隊に合わせて、実施隊も猟友会の方が年齢が結構高くなってきたり、会員の減少という悩みもございますので、実施隊プラス、先ほどいろいろ担当から説明がありましたけれども、地域での捕獲するシステム、そういうものを立ち上げて、そして、そこに行政が支援をしていきたいと思います。それと、それだけじゃなくて、最後はやっぱり民間企業も含めた連携をとって対策を進めていこうということで、今その制度設計を含めて対応に当たっているところでございます。

今後、きちんとした制度設計の中で、住民の皆さんにも説明しながら、地域で捕獲して処分は民間というような形ができれば、一つの効果は上げられるのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○15番（萩原瑞子君） 以上で質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（海老澤 勝君） 萩原瑞子君の質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。11時10分より再開いたします。よろしく申し上げます。

午前10時54分休憩

午前11時10分再開

○議長（海老澤 勝君） 休憩前に続き、会議を再開いたします。

次に、3番石井 栄君の発言を許可いたします。

〔3番石井 栄君登壇〕

○3番（石井 栄君） 3番日本共産党の石井 栄です。議長の許可を得て、質問をいたします。議長から、資料揭示の許可を得ましたので申し添えます。

大項目1、「緑豊かな環境を壊すメガソーラー計画は白紙に」を質問いたします。

市内飯田地区の山林に、大規模な太陽光発電施設を設置する計画があります。まず、この計画の概要をお示してください、お願いします。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 3番石井議員のご質問にお答えいたします。

この計画の概要についてというご質問でございますけれども、今回の太陽光発電施設の事業計画地は、笠間市飯田地内でございます。県道笠間緒川線と広域農道ビーラインが

交差する地点の南側、飯田ダムの南西側に位置してございます。

現時点での、事業者の資料によりますと、事業計画面積は約100ヘクタール、造成面積につきましては57ヘクタール、パネルの設置面積は約53ヘクタール。発電量は35メガワットというふうに聞いているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） それでは、この事業の主体はどこでしょうか。また、笠間市はこの開発計画にどのようなかかわりを持つのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） この事業計画の主体及び笠間市のかかわりについてのご質問でございますけれども、この事業主体につきましては、東京に本社を置く「日本再生可能エネルギー株式会社」という、再生可能エネルギーを専門に取り扱う日本最大級の民間事業者でございます。既に日本国内におきまして11カ所、合計出力159.1メガワットの太陽光発電施設を稼働させ、このほか現在7カ所で合計出力158.6メガワットの施設の建設を実施しているところでございます。

笠間市はこの開発にどのようにかかわりを持つかということでございますけれども、現在、地権者としての立場でかかわりを持っているところでございます。さらに各種法令等について求められる内容に基づきまして、当該開発行為を判断する部署においてかかわりが出てくるものと考えているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 計画予定地が100ヘクタールというお話がありましたけれども、この100ヘクタールの土地の所有関係別面積なんですけど、簡潔にお答えください。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 計画予定地の土地の所有者の関係でございますけれども、事業者へ土地をお貸ししている方が18名でございまして、面積が約54ヘクタール、事業者が所有している面積でございますけれども、こちらが約19ヘクタール、市が所有している面積が約27ヘクタールでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） それでは、この建設計画は、ことし4月の全員協議会でも説明がありました。それ以降どのような変更がありましたか。変更箇所とその理由は何かお答えいただきたいと思っております。お願いします。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 4月以降の変更というご質問でございますけれども、4月以降、地元飯田地区で2回の説明会を行っております。また、飯田地区の一部を上流エリアとする金井地区基盤整備組合から、水域に対する要望書があり、組合へも2回ほど説明会を行ったところでございます。

その中では、農業水利のほうの水源確保に関して心配、懸念する意見や要望がございました。これを受けまして、農業用水の水源となっている事業計画地の西側部分の造成内容について計画から外すよう、事業者に伝えたところ、前向きな回答をいただいたところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） そうしますと、市が変更を求めて、事業者が変更したというふうを受けとめていたわけですがけれども、今の説明ですと、市のほうは変更を求めており、変更される見込みだけども、現時点では変更されてはいないということではないですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 市のほうで変更の要望をさせていただきました。事業者のほうは変更するという前提で回答をいただいているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） それでは、この事業は、周辺の環境にどのような影響を与えるのでしょうか。農業用水の水量や水質、土砂崩れによる計画予定地斜面下の住宅に住む住民の方々の安全な生活、田畑、周りの景観への影響、飯田城跡地の保全に関する影響、動植物への影響などたくさんの懸念があります。

現時点での判断として、どこにどのような影響がどの程度及ぶのか、市として想定していることをお知らせください。お願いします。簡潔にお願いします。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） この事業が周辺の環境にどういう影響を及ぼすかというご質問でございますけれども、議員のご質問の影響につきましては、具体的な事業計画が作成された中で、課題に対して事業者のほうに指導していきたいというふうに考えてございます。

今後、事業者におきまして現地調査等を行い、具体的な事業計画を作成させるために、計画予定地にある本市の所有地について、使用を条件つきで認める予定になってところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） そうしますと、市は、環境にどのような影響があるか、民間事業者が明らかにすべきだとこのように要請しているということですが、現時点で影響についての説明というのはあったんですか、ないんですか、それはどうなんでしょうか、その辺お聞かせください。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 事業者のほうといたしましては、環境に配慮して事業の計画をしていきたいというような回答をいただいているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） そうしますと、はっきりわからない部分があるんですが、影響のないように進めていきたいとそのような説明があったとすれば、それは期待や予定ということなのではないでしょうか。実際に影響があるかないか、現時点ではよくわからないというふうにも聞こえますし、本当に影響がないと理解していいのかどうか、その辺もう一度簡潔に話していただけないでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 具体的な事業計画が作成された中におきまして、事業者のほうに実施して、内容のほうの指導をしていきたいというふうに考えているところでございます。正確な図面というか計画がなされない段階においては、仮定のこととなってしまいますので、そういった点につきましては、事業計画の中できちんと説明ができるような計画をつくってもらうような形で指導をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） そうしますと、これが大事な点なんですけれども、周辺の自然環境や飯田城跡地等を含んだ地域の荒廃の防止、田畑への被害の防止というのは可能なんですか、可能ではないんですか、その辺、今どう考えておられるのかお願いします。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） その辺に関しても具体的な計画において十分な検討を行うように事業者に求めていきたいというふうに考えております。

なお、今回の開発に当たりましては、森林法における林地開発の許可を受ける必要があります。この基準の中でそういった部分についても、計画の中で判断されていくものと考えているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 大事なことなので、重なりますが、お聞きすることになります。

土砂崩れなどの災害から住民の安全を守るというのは、これから可能なんですか、簡潔にお答えください。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） こちらについても具体的な計画において、切り土・盛り土・造成に関する計画が出た中で、十分に検討するよう、事業者のほうに求めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 市の要請に応じて事業者が調査を行って、安全性を確認して今後いきたいというようなお話かなというふうに受け取ったわけですが、現時点では、安全だとか影響がないということは言えないという、具体的には言えないというお話だったのかなと思いますが、それでは、環境に対してどのような影響があるかについて、いつ、誰が、どのように、責任を持って調べたんでしょうか、調べるんでしょうか、これをお聞

きしたいんですが。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 環境への影響についてですけれども、環境影響評価につきましては、環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業に対しまして、事業者が実施するものでございます。

こちらの事業の実施に当たって生ずる環境への影響について、事前に調査、予測、評価をするとともに、環境保全措置の検討を行い、住民や行政機関などの意見を踏まえた上で、事業実施の際に環境保全への適正な配慮を行うために法律で規定されているものでございます。

今回の計画におきましては、約100ヘクタールの面積の事業計画でございますが、土地の造成にかかる面積は約57ヘクタールでございます。茨城県環境影響評価条例では、太陽光発電施設の規模要件は、土地の造成にかかる面積が75ヘクタール以上としてありますので、環境影響評価の対象外となっているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） それでは、この事業によって生じる、あるいは生じたと推定される被害が起こった場合、どこからどのように補償されていくのかお伺いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 事業から生ずる補償の関係でございますけれども、こちらのほうにつきましては、事業の実施により仮に被害が生じた場合でございますけれども、事業主体であります事業者の責任と負担によって、被害に対し補償されるものと考えているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 質問に対する回答の中で、不測の事態に備え、契約時には保証金を預かりたいと、このような回答がありましたけれども、預かる保証金というのが現時点で幾らを予定しているんでしょうか、お願いします。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 預かる保証金につきましては、今現在、事業者のほうと協議をしているところでございまして、できるだけ多くの保証金を預かっていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 保証金が十分であるかということよりも、事故があつては、元も子もないということで、そういうことがないようにしてもらいたいということを強く思っているわけですが、最初に開発業者として市に要請があつた民間事業者と今回の民間事業者は異なっています。

現在の開発業者の継続性、信頼性はどのように保証されるんでしょうか。途中から別の

業者に変更になった主な理由は何なんでしょうか、お願いします。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 今回の開発事業者でございますけれども、こちらのほうにつきましては、国内で5本の指に入る日本最大級の再生可能エネルギーの専門の独立系発電事業者といたしまして国の設備認定を受けて、国内11カ所の発電施設を稼働させ、現在、7カ所の施設を建設中の事業者でございます。

また、開発事業者が、これまで国内で事業を展開し、立地している市町村への賃料の支払いの状況や、地域住民とのトラブルについて確認をいたしました。賃料の未払いやトラブルについては生じていないという回答をいただいたところでございます。

なお、今回、飯田地区の発電事業における国の設備認定に当たりましては、今年4月に施行された再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の適用を受けます。この中で、適切な保守点検や維持管理の実施、発電終了時の設備の適切な廃棄、国が定める事業計画の策定ガイドラインに沿った事業の実施などが義務づけをされているところでございます。

事業については、県のほうの継承を今の事業者のほうが受けたということになっておりまして、現在の事業者は再生可能エネルギーの専門事業者ということで継承されたのかなというふうに思うところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） それでは、市民が仮に計画が進んででき上がった場合、大雨で大きな被害を受けた。こういう被害を受けた際の市民の救済に対して市はどのように関与をしていくんでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 市民が災害を受けた際の救済の関係でございますけれども、事業の実施により仮に被害が生じた場合、事業主体である事業者が責任と負担によって、被害に対し補償されるものと考えているところでございます。

事業者におきましては、工事の施工完了後のオペレーション期間中の維持管理においては、地元対応等のためメンテナンス業務を担当させる事業所を市内に開設をいたしまして、不慮の事態においても素早く対応できる体制を構築し、各種保険等にて対応するとしております。万が一、災害が発生した場合、事業者が誠意を持って迅速に問題に対し解決することを市は要請するとともに、このような事態が万一起った場合に備えるためにも保証金を預かるというふうな考えを持っているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 今のお話を聞きますと、ほとんど民間に任せるということになるようなお話でした。これできちんとできればそれはいいんですけども、不安があるところであります。

それでは、次に、市と事業者は、この事業において、現時点で何について、どこまで合意をしているのか、これも項目で簡潔にお願いします。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 市と事業者は現在何について、どこまで合意しているのかというご質問でございますけれども、現在の状況につきましては、端的に申し上げますと、市有地を事業用地としまして使用するため、地元住民等への対応を、事故を含めまして、市が提示した条件を事業者が受け入れを表明したという状況でございます。

現在まで事業者から提示されております太陽光発電施設の建設計画は、事業の目的と事業区域及び面積、他の事業用地での施工例等でございます。

当該地区におきます具体的な事業計画は、市有地を含めた計画予定地の調査を行わなければならないと、作成することができないとのことであるため、事業計画に対し、現時点では合意はできていない状況でございます。

しかしながら、具体的な事業計画を提示するためには、地権者を含めまして地元の皆様からの要望も出されておりますし、市といたしましても、確認をする必要性がございますので、今後事業者に具体的な事業計画の作成や各種許認可のための条件つきで市有地の使用について同意をしていく予定でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 計画は着々と進んでいるように聞こえますけれども、現時点では着工の合意はできていないということで、これからどういう条件を整えば、この基本的な合意、契約になるというふうに考えられるのか、その辺ちょっと簡潔にもう一回聞かせていただけますかね。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） こちらにつきましては、市のほうから出している条件については、ほぼ事業者のほうで受け入れるという形の回答をいただいているところでございます。

今後につきましては、その事業計画を作成した中で地元の方に対して説明をしていただきまして、地元の方の理解を得られることや、各種いろいろな、開発に伴う申請をした中で、そういった条件等がクリアされた中で検討していきたいというふうに考えております。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） そうしますと、合意契約までのプロセスで大事なことは、地元の理解と申請の合格と、こういうことが大きな要因になるのかなと今お聞きしたところですが、それでよろしいんですね。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） そこが大きな要因と考えております。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） それで、市民への説明を何度か行っていると思いますけれども、どのように行っているのか。そこで、市民の意見はどのようなものと市は把握しているのか、これをお伺いします。簡潔にお願いします。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） これまで地権者及び飯田地区の皆様を対象といたしまして、事業所において2回説明会を開催し、あわせて市においては、飯田地区の皆様と下流域の金井地区基盤整備組合の皆様を対象に、事業者に対し、具体的な事業計画を作成に対しまして、市有地の使用を認めるための条件を提示する際と、提示した条件に対する事業者から回答があった際に、2回ずつ説明会のほうを開催してきたところでございます。

ご意見・ご要望といたしましては、農業水利に関することや、台風などの豪雨に対する安全、災害発生時の対応・補償、景観や環境、有害鳥獣の危惧などでありました。景観や環境が損なわれるといたしまして反対する方もおりました。

また、質問の多くは、具体的な計画ですね。この施工方法に対するものでございまして、早目に計画のほうを策定していただいて、提示していただきたいということでございました。

説明会等で寄せられましたご意見等につきましては、事業者のほうに伝えているところでございますので、早期に具体的な事業計画を作成し、事業者主催の説明会を要請しているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） それでは次に、開発行為を行うために、国や県などの関係機関から許認可を受ける必要があると思いますけれども、国・県のどの機関からどのような許認可を得ることが必要なのでしょうか、その点をお伺いします。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 許認可の関係でございまして、飯田地区における太陽光発電施設の建設計画におきましては、主な許認可といたしましては、茨城県が許可不許可を決定する森林法による林地開発の許可制度がございまして、この許可制度は、森林の果たす役割の重要性を鑑み、森林の有する多目的な機能の高度発揮を図る観点から、1ヘクタール以上の森林において開発行為を行う場合には、その有する機能を阻害しないよう森林の土地の適正な利用を確保するためのものがございまして。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 今お話にあったことによりますと、県の許可、いわゆる県知事の許可が必要だということですね。

それでは、そもそもこの計画予定地というのは地形的にはどのような場所なんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君）　そもそも、今回の計画予定地ということでございますけれども、現在ある計画予定地につきましては、北側標高200メートルでございます、計画予定地の南側は約100メートルとなっております。その南側の道路付近では、標高約70メートルとなっている状況でございます、計画予定地付近につきましては山間から流れ出る水が沢となっているところが複数ある状況でございます。

○議長（海老澤 勝君）　石井 栄君。

○3番（石井 栄君）　少し見づらいんですけども、これは笠間市の、笠間市がつくった資料です。ハザードマップですね。これです。余りに大きいので、ちょっと広げられませんので、コピーをしてみました。ここが飯田ダムですね。ここが国道50号で、水戸方面、筑西市方面、ここが笠間警察署で、その北側にある飯田ダムの南西区域あたり、このあたりが開発予定地だとこのように伺っております。

そこは、笠間市がつくったハザードマップによりましても、これは拡大図です。この付近には、土石流危険渓流1と土石流危険渓流2、急傾斜地崩壊危険箇所1があります。今度の計画については、これらの計画地に重なっていますか、重なっていませんか、どちらか簡潔にお答えください。お願いします。

○議長（海老澤 勝君）　総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君）　今回の計画の予定地周辺につきましては、土砂災害警戒区域等の指定がなされている箇所もございます。今後、事業者のほうにおきまして現地調査等を行い、警戒区域の範囲かどうかの判断をしていくというふうに考えております。

○議長（海老澤 勝君）　石井 栄君。

○3番（石井 栄君）　それでは、これに関連しまして、この計画予定地というのは、保安林なんでしょうか。森林法第5条の規定により、県知事が立てた地域森林計画の対象地としての保安林に指定された地域なのかどうか、お答えください。

○議長（海老澤 勝君）　総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君）　保安林に指定された地域ではございません。

○議長（海老澤 勝君）　石井 栄君。

○3番（石井 栄君）　保安林には指定されていない。ということは、自由に開発ができる地区だということなんですか。

○議長（海老澤 勝君）　総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君）　自由に開発ができる地域ということではございますけれども、今回の地区につきましては、面積要件等もございますので、森林法等の規制がかかってくる部分でございます。

○議長（海老澤 勝君）　石井 栄君。

○3番（石井 栄君）　ここで一部危険地域に重なる可能性もあるとそのようにおっしゃいましたけれども、仮に今後の計画で、その危険区域から計画地が外されることになった

場合にも、土石流危険渓流 1、2 の条文に位置する場所で、斜面の森林を伐採し、斜面を削る大規模な工事が予定されることになるわけですから、工事箇所の下部に危険が及ぶことが考えられます。

住民に危険が及ぶのではないかと考えられる場所に、メガソーラー施設の設置ができるんですか。すべきではないと思いますが、どうでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 計画区域の上部ということでございますけれども、こちらのほうにつきましても、伐採の有無から計画の造成の範囲につきましても、今後実施計画の中できちんと対処していくということになると思います。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 危険なところにつくるべきではないというふうに考えるのが一般的だと思います。

市が独自に計画予定地周辺の環境への影響を調べる予定がありますか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） こちらのほうにつきましては、市としましては環境法令に基づき、許認可等の手続が行われることから、市独自で計画区域内の環境調査をする予定はございません。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） そうしますと、事業者において行うこと、それがもとになっているのではないかとこのように思いますけれども、これでは業者任せにするということになりませんか。業者が計画に不都合なことをどれだけ正確に明示できるんでしょうか。

山の斜面を削って、本戸地区のソーラー発電所ができましたけれども、当初の説明とは異なって、昨年夏の台風による大雨で土砂が流れ出して、下のアスファルトの道路を土砂が流れ、付近の田んぼに流入しました。耕作ができず、今は雑草が生えているではないですか。これで、市民の安全を守り、環境の保全を行うことができるんでしょうか。

市が独自に調べて、住民の安全、環境の保全をしようとするのが市の役割なのではないでしょうか。そう思いませんか、もう一回お伺いします。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 今回の件につきましては、調査のほうは事業者のほうで行うべきものと考えております。福原地区の土砂崩れ等がございました。こちらのほうにつきましては、今、市のほうの条例制定前にやったものでございまして、今現在、今度実施しようというものにつきましては、条例制定後ということでございますので、そういった部分につきましても、きちんと計画の中で反映されるというふうに考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 業者任せではなくて、市独自で調査をすべきだと強く思います。

業者の調査だけで安全だと市が判断するようなことがあってはならないと思います。このことはしっかり申し上げたいと思います。

それでは、市条例第23号、笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境の調和に関する条例の第6条は、豊かな自然環境が保たれ、学術上重要な自然環境を有していること、自然災害の発生が危惧される場所であること、その他の事由により必要があると認めるときは、事業を行わないよう協力を求める区域を定めることができるとなっております。

環境上、問題があったとわかったときには、この計画地をここでいう抑制地域に指定し、許認可機関である県に不許可の判断を求めるお考えはあるでしょうか、お願いします。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 市が抑制地域に指定し、許認可機関に不許可の判断を求める考えはあるかとのご質問でございますけれども、「笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例」におきまして、抑制区域といたしまして事業を行わないよう協力を求める区域を定めることができるということになってございます。

定められている区域といたしましては、茨城県立自然公園、自然環境保全地域、緑地環境保全地域、都市計画決定がされた都市施設内、茨城県土砂災害警戒区域に指定されている上部の地が該当地区というふうになっているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 私も現地をちょっと見てきましたけれども、その近くに市の教育委員会が立てた「かんじょうだい」という比較的大きな看板がありまして、そこから市内を眺めてみますと、つつじ公園などがよく見えるいい景色の場所であります。

今のお話を聞きますと、調査をする予定はないと。市で調査をしていなければ、業者による調査が出されても、それが妥当なのかどうか、市では判断できないのではないですか。独自の調査はどうしても必要だと思います。県の許可基準を調べてみましたけれども、これは、環境を守る林地開発許可制度というのがありまして、県の許可基準は四つありますね。

第1は、開発によって、周辺に土砂の流失や崩壊、その他の災害を発生させるおそれがないこと、第2は、開発によって計画地の流域内に水害を発生させるおそれがないこと、第3は、開発によって、地域の水量、水質などに影響を与え、水の確保に支障を来すおそれがないこと、第4は、開発によって、周辺の環境や景観を悪化させるおそれがないこと、この4点です。

許可は、県知事の権限というのものもあるのではないかなと思いますが、保安林ではないとそうのように言いましたけれども、この県の基準というのは、そのまま適用されるのかされないのか、今の判断ではわかりませんが、これは、たとえ保安林に指定されていなくても、笠間市にとっては重要な基準だと思います危険だとわかった場合に、市としてできる限りの対応をとることが、市民に対する責任ではないでしょうか。そのためには、市

独自の正確な調査が必要です。市の独自の調査を行う予定はありますか、検討しますか、再度お伺いします。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 市の独自の調査をする予定はございません。今の法、議員おっしゃるとおりに、林地開発の基準というのがございまして、議員のほうから4点ほどご指摘がございました。この中には、環境の保全とか、水の確保、水害の防止等の要求がなされております。そういった部分につきまして、この計画の中でこういった森林法の許可の段階でそういった部分も十分に検討されていくというふうに考えているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 先日、市長にメガソーラー計画を白紙に戻すよう申し入れをした際、市長は、メガソーラー計画について市有林を活用して、原発にかわる再生可能エネルギーをつくりたい。市財源が豊かでない中、1,600万円以上の賃料を市の施策に生かし、市民のために市政を進めたいとこのように述べておられました。

市長は施政方針で、よりよい自治体運営のためには、市民と行政との間の信頼関係を築くことが何よりも重要である。市民や議会への説明責任を果たし、必要の情報を迅速に提供し、さまざまな意見や要望に対して的確に対処するとこのように述べられました。

市は、飯田地区のメガソーラー計画計画に対して住民の意向をどのように受けとめて判断するのでしょうか、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 石井議員の質問にお答えをしますが、その前に、石井議員から、あたかも市長がもう既に認めたような発言をしているというふうな、今、質問がございましたが、私は今回のことについて、市が正式に土地をメガソーラー会社に貸しますということは判断しておりませんので、発言にはご注意をお願いしたいと思います。

石井議員のさまざまな、メガソーラーが建設されたときの影響に対する質問がございました。これを我々も事業者の説明を求めているんですけども、事業者としては、そのために詳細な設計や、そのための測量や切り土・盛り土がどうなるのかというような詳細な事業計画をつくらせてもらいたい。そのために、市の土地に入らせて調査をさせてもらいたいということが、今、市に来ている状況でございまして、しからば我々は、住民の皆さんからいろいろな意見をいただいていますので、それを7項目か8項目に分けて、こういう条件が地元から出ていますけれども、こういう条件はのめますかと。のめるのであれば、調査に入るための土地をお貸しすること、合意をすることについては、前向きに考えていきますよという、今そういう話をしておりまして、今後その事業計画ができて、それがいろいろなご質問のあった環境に対する影響だとか、当然、土砂災害区域なんていうの

は、こういうのは除く方向とか、例えば、それに対する保護措置ができていたりとか、そういうことを総合的に判断して、最終的に判断していくことが必要じゃないかなと思っております。

もちろんそこで農業をやられている方もいらっしゃいますし、影響を受ける方もいらっしゃいます。そういう方々の意見を聞いて、最終的に判断をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） ありがとうございます。市長が合意して進めるというふうには、私は現時点では思っておりませんが、そのように聞こえる発言であったとすれば、それは訂正させていただきます。今の市長のお話を聞きますと、市民の意見を尊重して判断していきたい、このような意向であると、このように受けとめました。

施政方針で市長は、本市の美しく豊かな自然を後世に継承するとともに、市民が安全・安心、そして快適に暮らし続ける生活環境を構築するための取り組みを進めてまいりますと述べ、市民や議員の共感を得たのではないかと思います。市長、多くの住民はこの計画を、よくわからない部分があります。同時に、計画を知った市民は、不安と疑問を持っている方も多くいます。賃料収入では賄うことができない災害や自然環境、景観の悪化等が懸念されるからです。

原発にかわる再生可能エネルギーとしてソーラー発電は重要ですが、森林伐採ではなく、屋根や屋上、その他の適地で行うことが大切だと考えております。今後、この計画をさまざまな角度からより深く検討され、市民の意見を正確に把握され、計画を白紙に戻されるよう期待しております。

次に、大項目2、「市民のための保健体制を。～保健センターの集約について～」、質問いたします。

小項目1、保健センター集約計画では、笠間保健センターの現在の8事業は、4月からどこに場所を移す計画でしょうか、お願いします。

○議長（海老澤 勝君） 保健衛生部長打越勝利君。

○保健衛生部長（打越勝利君） 3番石井議員の質問にお答えいたします。

笠間保健センターで現在実施しております事業を大きく分けると、成人に関するもので各種健診・検査、がん検診などの検診事業、健康教室や健康講座、健康相談や健康指導、合わせて3事業、母子に関するもので育児相談や3から4カ月の児童相談・幼児の相談や健診及び母子教室、合わせて2事業、精神に関するもののデイサービスの1事業、そのほか高齢福祉課所管のシルバーリハビリ体操やスクエアステップ教室、社会福祉課所管の親子通園教室、合わせて8事業になります。

そのうち、母子の幼児相談・健診及び母子教室、精神のデイサービスの2事業につきましては、地域医療センターに集約いたします。それ以外の保健センターが実施する4事業

につきましては、これまでの笠間公民館やポレポレ、地区公民館のほかに、新たに笠間支所も含めて実施してまいります。

なお、親子通園事業は、地域内民間施設を利用する予定でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 今のご説明によりますと、集団健診、各種健康診査、がん検診、健康教室など、従来と同じような場所で行われるのであれば、影響は余りないのではないかと思います。

しかし、今ご説明ありましたように、幼児相談・健診、母子教室及び精神障害の方のデイサービス・生活訓練は、笠間地区にある保健センターから友部地区に新しく今度できます「地域医療センターかさま」へ移ります。関係住民が移動する際に問題はないのでしょうか、お伺いします。

○議長（海老澤 勝君） 保健衛生部長打越勝利君。

○保健衛生部長（打越勝利君） 各事業の実施場所につきましては、その事業の対象人数、対象となる年代、事業の規模、必要となる機械や設備などを考慮して、地域医療センターに集約して行う事業と各地区で引き続き残していく事業について、分けて検討を重ねてまいりました。

その中でご質問のありました幼児相談、健診、母子教室及び精神障害の方のデイサービスの4事業につきましては、幼児相談と母子教室の2事業は、既に友部保健センターに集約になっております。精神障害の方のデイサービス1事業についても、既に岩間地区は友部保健センターに集約して、問題なく実施しております。笠間地区においても、集約しても事業の影響はないものと考えております。

今後、幼児健診についても集約しますが、その分専門職も集約されるため、健診でフォローが必要とされる方に対し、医療・福祉等を連携した多職種による相談支援や、未受診者への個別支援など、よりきめ細かく支援を充実させていく考えでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 幼児相談・健診・母子教室のために、また、精神障害の方がリハビリをするために現在行っている施設から、笠間地区から友部地区まで移動することになるわけですね。この方々は時間がかかりますし、交通事故の心配がふえるなど、負担がかかるようになるのではないですか。また、行きづらくなるのではないですか。

誰が考えても、機能性・利便性は、この件については維持できないのではないかと、このような心配があります。機能性、利便性は維持できるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 健康増進課長下条かをる君。

○健康増進課長（下条かをる君） 今までにも母子保健事業につきまして、それからデイサービスにつきましても、その事業によって集約をして実施しています。その経緯の中でも、現在問題なく実施しております。

情報を一括し、職員間の共通認識も図られまして、効果的に今、事業を展開している状況でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 問題なく、これから事業が進展をしていくということであればいいなというふうには思います。

それでは、団体のシルバーリハビリ、スクエアステップ会場の環境は、これからどういうふうになるのでしょうか。料金負担はどうなるのでしょうか。そこまでの移動はどうなるのか、お聞かせください。

○議長（海老澤 勝君） 健康増進課長下条かをる君。

○健康増進課長（下条かをる君） 石井議員の質問にお答えいたします。

高齢福祉課所管で包括支援センターが委託しているシルバーリハビリ体操教室、スクエアステップ教室などについては、身近な場所で住民主体の介護予防教室を実施するため、保健センターをお貸ししておりました。

笠間保健センターの解体に伴いまして、市政懇談会の中でも、利用団体から、活動存続のために場所を考えてほしいとのご要望がありましたので、近くで活動できる場所を健康増進課のほうで探しまして、今の保健センターの近くで民間所有の施設を借用できることとなり、実施に向けて検討しております。また、使用料につきましては、利用者のご負担にならないようにしてまいりたいと思います。

候補地は、保健センターから近くですので、現在利用されている方、徒歩でいらしたり自転車でいらしたり、または遠い方は自動車でも来られておりますので、その移動につきましてもご負担は少ないと考えております。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） シルバーリハビリ、スクエアステップなど、今までと同じように保障されるというお話であれば、これは利用している住民の方々は安心されるんじゃないでしょうか。

しかし、この全体の集約について、集約計画について、市民への説明会で理解は得られたんでしょうか。6月末あたりに区長さん宛ての説明会とか、医師会等への説明があったと聞いていますが、その辺、お聞かせください。

○議長（海老澤 勝君） 健康増進課長下条かをる君。

○健康増進課長（下条かをる君） 笠間保健センターは、平成30年4月の保健センター集約に伴いまして、今後の地域保健活動について笠間地区の区長を対象に、平成29年6月21日に保健センターの集約に伴う説明会を開きまして、区長21名が出席されました。参加者の中からは、集約に至った経緯、「地域医療センターかさま」の小児科医師の数、車の駐車場台数、それから選挙の投票所がどうなるかなどのご質問がありました。

そのほか、市民サービスが低下にならないようにしてほしい、市民への周知の徹底など

のご要望がございました。また、欠席された方には、説明会の資料と質疑応答の内容を送付いたしましたが、改めてのご質問・ご意見等はございませんでした。

市民の皆様には、各センターに移転のポスターを掲示し、8月3日号の週報に掲載しております。掲載をして、今ご理解をいただいているところでございます。今後、さらに周知を図ってまいりたいと思います。

また、日ごろより保健センターの乳幼児健診にご協力をいただいております笠間市医師会、笠間歯科医師会には、役員会等で説明をしたほか、個別に各委員、それから各歯科委員にお伺いいたしまして、ご理解をいただいたところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 今お話を伺いましたけれども、一説によりますと、区長さんへの説明会は、区長さん方もさまざまなご用事があって出席できない方もたくさんいて、出席者が3分の1以下だったのではないかなということもあったのでしょうか。住民の方に聞いてみますと、よくわからないと言う方が多くいますので、理解が余り現時点では進んでいない段階かなというふうに思っています。

それで、市民のために関係部局が努力をされて、維持向上のために、これからさらに努力をするのかと思いますけれども、その中で、機能や利便性の維持が見込めないということがはっきりした場合に、この計画を改善、見直しをするお考えはございますか、よろしくをお願いします。

○議長（海老澤 勝君） 保健衛生部長打越勝利君。

○保健衛生部長（打越勝利君） 今回の集約につきましては、少子高齢化が進み、人口構造の変化や複雑化される地域保健に対し、包括的なケアが求められております。保健・医療・福祉が一体になることで多職種の連携が強化され、市民に包括的なサービスを提供できるものと考えております。市民のための新たな保健体制を築く手段と考え、さらに、一層の保健事業の推進に取り組んでまいります。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） これからより一層取り組んでいただいて、市民の保健・医療、そういうものが前進していくことを期待しておりますけれども、この中で、私が懸念しているのは、これは保健部とは直接関係ありませんけれども、公共施設総量削減という方針は、これは将来見直していかなければならないのではないかなとこのように考えているところです。

次に、大項目3、「市民の足であるデマンドタクシーの改善を」に移ってまいります。

デマンドタクシーは、市民の大切な移動手段として大きな役割を果たしております。特に高齢者にとっては、なくてはならないものとなっております。2015年と2016年の年間利用者数は何名でしょうか、お願いします。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） 3番石井議員のご質問にお答えをいたします。年度で集計しておりますので、年度別にお答えをいたします。

平成27年度ですけれども、6月から試験的に土曜日運行を開始いたしましたので、10カ月の土曜日運行を含めまして、延べ5万3,121人となっております。次に、平成28年度が延べ5万7,635人となっております。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） それでは、申しわけないんですが、2番については割愛させていただいて、3番に移っていきたいと思います。申しわけありません。

現在のデマンドタクシーの運行体制で、次のAからDの場合、乗り継ぎ場所はどこになるのでしょうか。およそどの程度の時間を要するかお伺いします。

これは、デマンドタクシーの図なんですが、ちょっとわかりづらいところもあるかもしれませんが、ご容赦いただきたいと思うんですけれども。

四つのパターンのAは、笠間地区共通エリアから友部地区共通エリアですね。ここですね。それからBはエリア1から友部地区共通エリアですね。エリア1というのは、ここですね。

それから、Cは、エリア1から新しい市立病院へ、それからDは、エリア3から笠間地区共通エリアへ、よろしくお願ひします、簡潔に。済みません。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） 基本的な運行のルールといたしまして、デマンドタクシーかさまは、1時間間隔で運行しております。利用者の1回の送迎を1時間の範囲内で行っておりますので、目的地や混在状況によって、乗車から降車までが5分から10分程度で完了するというごさいます。

まず、Aでございませぬけれども、乗り継ぎがございませぬので、所要時間は1時間以内です。

Bにつきましては、笠間ショッピングセンターポレポレシティで乗り継ぎまして、1回の乗り継ぎが発生しますので、1時間から2時間の間です。

Cにつきましては、新しい市立病院が友部地区の共通エリアに含まれますので、ショッピングセンターポレポレで乗り継ぎまして、乗り継ぎが1回発生ということで、1時間から2時間の間になります。

Dにつきましては、笠間市役所で乗り継ぎまして、1回乗り継ぎということで、1時間から2時間という形になります。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） ありがとうございます。

それでは、エリア1、エリア3からの移動に関する上記のB、C、Dの場合の乗り継ぎ問題の解消の課題ですね。待ち時間がありますので、これを解消する課題についてどのよ

うにお考えでしょうか、お願いします。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） 本市では、これまで利用者の利便性につながる取り決めといたしまして、平成22年に運行当初に七つのエリアを三つのエリアに統合しまして、あわせて共通エリア、普通乗り入れ区域を設定するなど、乗り継ぎの解消に向けまして取り組みを行っているところでございます。

平成25年度には、利用場所の大半を占める医療機関へのスムーズな運行を可能とするために、総合病院などの医療機関が多く立地する友部地区共通エリアについて一部拡大を行ってまいりました。

現在も利用者のさらなる利便性の向上につながる乗り継ぎ解消に向けた検討を、交通事業者等と進めておりますけれども、目的地によって走行距離、時間の延長や運行車両の専用性が増すことから、他の利用者の予約のお断りやダイヤの乱れなどの問題が生じる可能性がございます。

これらの問題に対応するために、運行車両の増加に伴う経営経費の増大や、既存の交通事業のサービスとの兼ね合いなど検討課題がございますことから、慎重に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。時間がありませんので。

○3番（石井 栄君） そうですね。今回のデマンドタクシーの運行改善も含めて、地域交通の利便性の向上、課題解決に今後どのように取り組むお考えなのか、市長の見解をお伺いできればよろしくお願ひしたいんですが。

○議長（海老澤 勝君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 石井議員の質問にお答えをいたします。

今、デマンドタクシーの話がらるございましたが、スタート平成20年ですね。平成20年にスタートいたしまして、これまでも土曜日の運行とかさまざまな改善をしてきたところでございます。

デマンドタクシーには、やはり乗り継ぎの不便性があるというようなご意見をいただいておりますが、利用者等も含めて市民の足としては非常に役割を担ってきたのかなと思っております。

もちろん乗り継ぎなしにするのには、簡単にいえば台数をふやしていくことが一つの手段でございますが、台数をふやすのには、一つにはやっぱり経費、財源の問題がございます。それとタクシーを含めとする交通事業者との話し合いを整理していかなければなりません。そういうことも含めて、よりよい形になるように今後も知恵を絞っていきたいなと思っております。以上です。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） どうもありがとうございました。期待しております。

これで質問とします。以上です。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

午後1時より開会いたします。よろしく願いいたします。

午後零時11分休憩

午後零時59分再開

○議長（海老澤 勝君） 休憩前に続き、会議を再開いたします。

20番小藺江一三君が退席いたしました。

次に、14番石松俊雄君の発言を許可いたします。

暑い方は上着を脱いでいただいて結構です。

〔14番石松俊雄君登壇〕

○14番（石松俊雄君） 14番、市政会の石松です。ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従って、一問一答方式で質問をいたします。

通告1問目の笠間市鳥獣被害防止計画とイノシシ被害の現状については、午前中、萩原議員より詳しく質問がされました。しかしながら、自衛隊を使うかどうかは別にしましても、私は、このイノシシだけではなく、野生鳥獣被害の大きな原因は農林業の衰退する中で、山が非常に荒れている、自然が破壊をされている、ここに根本原因の一つがあるのではなかろうかと考えております。

それから二つ目は、先ほど市長のご答弁の中にもございましたが、許可捕獲、あるいは狩猟による捕獲数よりも、イノシシと申しましてもイノブタでございますから、多産でございます。この増加に捕獲数が追いついていかない、こういう大きな二つの要因を何とかしていかなければいけないというのが、私はイノシシ被害の大きな課題ではなかろうかなと思っております。

その意味では、市長が答弁されました地区での捕獲と民間企業の活用、簡単にいいますと地区で捕獲をして、処分は民間ですするという、そういう方向性を持った政策を進めていくというのは、まことに私は理にかなった方向性ではなかろうかなと思っております。

ただ、つけ加えるとするならば、先ほど申し上げましたように、自然の環境破壊が大きな原因になっておりますから、こういう制度をつくる過程の中で、地域の皆さん、市民の皆さんとこういう有害鳥獣が近づかないような環境づくりをどのように進めていくのかという議論も、また一方では求められているのではないかなと思っております。そうした立場から、改めて笠間市鳥獣被害防止計画とイノシシ被害の現状について質問をさせていただきます。

まず、笠間市鳥獣被害防止計画の位置づけと概要について、簡単にご説明をください。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 14番石松議員のご質問にお答えをいたします。

笠間市鳥獣被害防止計画の位置づけと概要についてでございますが、全国的な野生鳥獣による農作物への被害の増加を受けまして、鳥獣被害防止特別措置法が平成19年12月に制定されたことに伴いまして、本市では野生鳥獣による農作物への被害防止対策を総合的、計画的に実施するため、同法第4条第1項に基づきまして、笠間市鳥獣被害防止計画を被害の現状等を鑑みながら、県と協議し策定いたしましたものでございます。

計画の概要の主なものとしましては、対象鳥獣の種類、計画の期間及び対象地域、被害の現状や傾向、被害の軽減目標、対象鳥獣の捕獲体制や捕獲計画、侵入防止柵の整備計画、関係機関等の役割、緊急時の連絡体制に関する事項などを定めております。

なお、対象鳥獣につきましては、イノシシ・カラス・ハクビシン・野ウサギとなっております。計画期間は平成29年度から平成31年度までの3カ年、対象地域は笠間市全域となっております。

以上です。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） その鳥獣被害防止計画は、いわゆる平成20年2月ですよ、施行されたのはね。この特措法に基づいて策定をされたというものだというご説明でしたけれども、この策定過程、この策定、誰が、いつ、どのようにして策定されたのか、その辺についてご説明ください。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 済みません、その確認なんです、その策定されたときというのは当初策定ということでしょうか。それとも、現時点の計画ということでしょうか。現時点であれば、作成年度、平成28年でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 作成、要するに、いろいろな計画は、審議会や策定の委員会をつくって、計画をされて策定をされていくわけですけども、そういう作成体制ですね。ですから、いつ、どこで、誰が作成したのかという質問です。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 失礼いたしました。作成したのは、笠間市農政課でございます。

これは、様式等が国で定められたものですので、それに基づきまして、また、近年の被害状況等を鑑みまして、平成28年度に策定したものでございます。以上です。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） よろしいですか。ほかの市町村のこの被害防止計画というのを見てきたんですけども、いわゆる被害防止計画をつくる策定過程において、策定協議会、

あるいは策定委員会がつくられるんですね。農政課だけではなくて、その中には集落の代表者であったりとか、有資格者であったりとか、学識経験者等が入っているわけですね。で、本市のこの計画については公開はされていません。パブリックコメントにもかかっていないんですけれども、どうしてそういうふうになっているんでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 今ご指摘の件でございますけれども、計画自体は平成23年度に当初策定しまして、それを踏襲しながら来ております。今回の計画策定に当たりましては、茨城県の担当課と協議をしまして策定したものでございます。以上です。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 質問の答えじゃないですよ。

パブリックコメントにもかかっていないし、いわゆる策定委員会みたいなのをつくって策定をしていないわけなんですけれども、なぜ、そういう体制をとられていないのですかというのが私の質問です。

○議長（海老澤 勝君） 農政課長金木雄治君。

○農政課長（金木雄治君） ご指摘のようにパブリックコメント、策定協議会等による意見踏襲、また、パブリックコメントによる皆さんからの意見を、住民の方からの意見を踏襲したわけではございません。

笠間市の考えとして、県との協議で網羅できるものと考えて、県との協議にとどめております。以上です。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） いまひとつ意見が、理由がわからないんですけれども。要するにこれは策定委員会には必要がないという、要するに農政課だけで、農政課と県との協議だけでつくれるということで、学識経験者あるいは有資格者、あるいは地域の方々の意見は必要なかったんだというふうに理解してよろしいですか。

○議長（海老澤 勝君） 農政課長金木雄治君。

○農政課長（金木雄治君） 鳥獣被害に対する考え方や対策については、市で組織します対策協議会を設置しているんですが、その対策協議会のほうで関係機関が構成メンバーとなっておりますので、その構成メンバーからの意見は聞いて、こちらに反映している状況にあります。以上です。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 対策協議会のメンバーは、私、いただいているんですけれども、鳥獣被害防止計画の中に書いてありますけれども、これは、被害を受けている集落の代表の方とか地域の方というのは入っていませんよね。確認です。

○議長（海老澤 勝君） 農政課長金木雄治君。

○農政課長（金木雄治君） 地域の方は、電気柵を国の補助で設置したところは、地域の

方を入れております。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） そういう意味ではなくて、この計画をする段階において策定委員会のようなものがあって、そこに地域の方の代表の方が入っているというわけではないですねということをお聞きしたかったんです。

次に移らせていただきます。

本年度からイノシシの駆除補助金、1頭5,000円というのが決められております。それから、この鳥獣被害防止計画の中にイノシシ被害の軽減目標、あるいは捕獲の計画数が書かれていますが、これらの根拠について教えてください。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） イノシシの駆除補助金とイノシシの被害の軽減目標及び捕獲計画数の根拠についてでございますが、まず、イノシシ捕獲補助金5,000円の根拠についてですが、笠間市鳥獣被害対策実施隊が、イノシシを捕獲した際、解体料として8,000円を支出しております。この金額は、国の補助事業である鳥獣被害防止総合対策事業により、市町村への補助限度額が1頭当たり8,000円となっておりますことから、その内数を基本とすることとともに、本市において捕獲補助金制度が初めての試みでありますので、最低限の5,000円としたところでございます。

次に、イノシシの被害の軽減目標及び捕獲計画数の根拠についてでございますが、被害の軽減目標につきましては、市内においてイノシシによる被害が増加している中、被害の軽減目標を定めることは大変困難な状況でございますので、イノシシの捕獲及び侵入防止柵を整備することにより、イノシシによる被害の軽減目標を平成27年度現状値の1割減といたしました。

最後に、捕獲計画数の根拠でございますが、平成28年度までの捕獲計画数は80頭でしたが、イノシシの捕獲頭数は平成26年度は78頭、平成27年度は82頭、平成28年度は118頭と、年々増加しております。新たに被害防止計画を作成するに当たり、近年のイノシシの個体数の自然増と捕獲実績の増を鑑みまして、平成29年度は150頭とし、平成31年度を200頭としたものでございます。

以上です。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 補助金の話をまずお聞きしたいんですけれども、よその市町村に行きますと、イノシシ1頭捕獲した場合に、報奨金というのが出ますけれども、これは笠間の場合は、先ほどのご説明があった8,000円という理解でよろしいのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 笠間市の場合には、8,000円というのは、これは被害対策実施隊が捕獲した場合の処分費として8,000円を支出しております。そのほかの狩猟者等が

捕獲した場合には、捕獲補助金として5,000円でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 初めての試みなので、最低限の5,000円にしたというご説明だったんですけども、初めての試み、よく市の職員の方は近隣の市町村と比較をされますよね。これ、大体1万円から、私、1万5,000円というふうに承知をしているんですけども、つまり報奨金を上げないと一生懸命捕獲しないんじゃないんですか。私は5,000円というのは余りにも安過ぎると思うんですけども、ここについては、変えるとか、今までの実績を見て検討するとかそういうことはお考えじゃないんでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 補助金につきましてですが、被害の防止に当たりましては、実施隊、今、人数もそうおりませんし、実施隊で市内全域をカバーするというのは無理な話でございますので、地域で自分の土地はある程度守っていただくという考えがございます。その観点から、とったための補助金というよりは、例えばわなを見回るであるとかそういうもの、慰労代という考えで5,000円が適当であるかなという考えです。

例えばこれが、議員がおっしゃるように1万円とか1万5,000円とか高額した場合に、確かに捕獲者、狩猟者というのはやる気が出て、それなりに効果は上がる可能性はあります。しかし、その反面、例えば笠間市内でとったイノシシならばまだしも、それが他市町村から持ち込まれるなども想定されますので、当面は5,000円とし、その状況を見ていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） それは詭弁ですよ。

市長とのタウンミーティングの中で説明されているじゃないですか。チェックするのは、尻尾でやっているところもあるけれども、当市は「ちゃんと写真撮ってチェックします」と言っているじゃないですか。それは詭弁じゃないですか。これはやる気の問題でしょう、やっぱり。鳥獣被害対策実施隊がやっぱり少ないというのは、この辺にも原因があるんじゃないですか。私は、ここは検討すべきだと思います。それを申し上げたいと思います。

それから、獲得目標と被害の軽減目標についてなんですけれども、つまりこれは被害の軽減目標、平成27年度12.73ヘクタールの違いを、平成28年度は11.45ヘクタールに減らしますという計画を立てたけれども、実際は38ヘクタールにふえていますよね。それは被害額も1,544万4,000円にするけれども、2,600万円にふえていますよね。それで一方では捕獲計画数が出ているわけじゃないですか。

これって、結局この計画というのは、私は実効性がないものになっているんじゃないかなと思うんですけども、この計画で、⑤の質問を先にさせていただきますが、この計画で、本当に笠間市内のイノシシの被害が減るというふうに市はお考えなんですか。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） この計画でイノシシ被害が減少するのかなというようなご質問でございますが、市が策定いたしました笠間市鳥獣被害防止計画は、国で指定しました様式に基づき、基本的な方針や実績等を中心に定めたものとなっております。本市においては、この計画目標に向けて少しでも被害の軽減につながるよう努めてまいります。

それとあわせて、計画策定時よりもさらに被害拡大が続いております。新たな試みとして、地域団体による捕獲活動事業なども創設し、事業の推進を図りながら被害軽減に努めてまいりたいと考えております。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 私、このイノシシ被害の質問をしようと思って、いろいろ調べたんですけども、なかったんですよ、資料が何もね。市がどういうことをやろうとしているのか。これはようやく農政課に行ってこの鳥獣被害防止計画というのをいただいたんですけども。

これが実効性のないもの、今説明がありましたけれども、実効性がないものだとするならば、もう少し実効性のあるものをやっぱり私はつくるべきだろうと思うんです。そのつくる際に、先ほど来、質問が費用弁償の質問もありましたよね。実施隊の費用弁償の質問。

それから私、報奨金の質問もしました。そういうことを全部含めて議論をして、きちんとした実施計画をつくる必要があるんじゃないですか。そういうことはなぜ農政課はやらないんですか。

○議長（海老澤 勝君） 農政課長金木雄治君。

○農政課長（金木雄治君） ただいまの石松議員の質問の中で、実効性のないものというようなご意見がございましたが、計画を策定するときにはこの計画でいこうという方向性を示しておりまして、ただ中身については目標に届いていないというところが見えますが、そういうことを鑑みまして、新たに新たな制度、地域での捕獲活動を実施していこうということで考えているものでございます。以上です。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） これ以上言いませんけれども、新たなものをつくるのであれば、先ほど言いましたように被害を受けている方々、先ほど午前中の質問にもありましたけれども、ああいう方々の意見や実態が反映されるようなそういう制度にしていきたいですし、そういう計画をつくっていただく。そういう計画をつくれるような体制をぜひとっていただきたいなと思います。

それで、もう少し中身について詳しくお聞きをしたいんですが、一つ、捕獲後の処理・処分の制度についてなんですけれども、これは電殺器で刺しとめをする。そういう検証をやるということも言われました。それから、捕獲後の処理業者、捕獲後については、民間業者、処理業者に対応していただくという、そういう制度にしていきたいというご説明が

あったんですけれども、この捕獲後の処理業者というのはどういう業者なんでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 今、ちょっと協議をしております事業者は、アルソックという事業者でございます。神奈川とか幾つかの県では既に実施しているところもございますので、それを試験的にまず導入して、状況を見ながら、市内広範囲をカバーできるようにしていければよろしいかなというふうには考えております。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 鳥獣被害防止計画の中にイノシシの肉の活用ということで、今、食品としての利用はされていないわけですが、これから先、今後、近隣市町村の状況を踏まえて、ジビエ料理というのがありますけれども、そういうものの導入も考えていくというふうに書かれているわけですが、こういうことも含めてこの処分業者ということを考えていくということよろしいんでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 農政課長金木雄治君。

○農政課長（金木雄治君） 計画書の中には、今後、活用を考えていくと、検討していくというようなことが載っていますが、現在はイノシシを捕獲して、その肉については制限がかかっていますので検討はしていないところでございます。

また、実施隊で捕獲したものについては、解体をして処分を実施隊のほうでしております。また、地域でも捕獲したものについては、法に基づきまして埋設が原則となりますが、どうしても地域では埋設できないと、また、解体ができないという方に対応するために業者に依頼するもので、ジビエを見据えたものではございません。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 民間業者が参入してくるとなった場合は、どうしても収益が上がっていかないと、もうけがでないと民間業者というのは参加をしませんよね。

これは地方創生の中でも言われているんですけれども、ジビエ料理に有害鳥獣の獣肉を活用するという事とも言われております。ぜひともそういうことも含めて、今、制限がかかっているからできないということもございましてけれども、ご検討していただきたいなと思います。

それから、鳥獣保護区でのイノシシの捕獲許可についてなんですが、これは実は予算特別委員会の中で小松崎議員が取り上げていらっしゃいますけれども、要するに鳥獣保護区にイノシシが逃げ込んだ場合に捕獲ができないということで、この件については地元の意見に合わせて、県のイノシシ管理計画をつくるときに意見を出していくというふうに答弁をされています。

イノシシ管理計画のほうを見させていただきますと、狩猟期間内の鳥獣保護区における許可、捕獲を実施するというふうにも書かれておりますし、あるいは被害の軽減を図るということを目的にして、鳥獣保護区を一時的に解除をするということも書かれているわけ

ですけれども、實際上、笠間市としてはどうなるのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） ただいまの保護区での捕獲活動でございますけれども、保護区でありまして、年間を通して、笠間市鳥獣被害対策実施隊に限り、捕獲許可を受けている状況でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 次の質問に移りますけれども、駆除隊の効率化に向けたICTの導入についてなんですけれども、これは先の萩原議員の質問の中で、例えばオオカミ型ロボット「スーパーモンスターウルフ」ですか。それから、あるいは「クラウドまるみえホカクン」、これは民間企業がやっているやつですけれども、そういうご紹介もありました。

ご答弁の中では、カメラ式監視装置を導入をしていくと。これは民間企業を視野に入れているんだとそういうご答弁があったんですけれども、総務省がやっております地方創生に資する先進的な地域情報化事例というのがございまして、これは長野県の塩尻市で、センサーネットワークによる鳥獣被害対策というのが大きく成果を上げているというのが、これは非常に国の中で話題になっているんですけれども、そういうことについては担当課はご承知なのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） ただいまご指摘のありました塩尻の事例につきましては、大変申しわけありませんが、承知しておりません。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 承知でなければ、これから研究していただきたいと思っておりますけれども。次の質問に移らせていただきますが、近隣市町村との連携についてです。

これは、茨城・栃木鳥獣広域対策協議会のご答弁、先ほどございました。残念ながら、これは石岡市が入っていないかと私はそう承知をしているんですけれども、その近隣市町村ですね、いわゆる笠間市と隣接をしている石岡、桜川、茂木、城里、水戸、こういう近隣市町村との合同で鳥獣被害防止計画をつくっているという市町村もあるんですけれども、そこまで踏み込んだ連携というのが考えられないのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 農政課長金木雄治君。

○農政課長（金木雄治君） 近隣とあわせての計画の策定することは、今まで考えておりませんでした。これだけ被害が広がっておりますので、茨城県協議会の中でそういうことも提案していく必要があるものとは考えます。以上です。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 対策協議会の中で提案をするということではなくて、笠間市として主体的に近隣市町村との合同での防止計画の策定ということもぜひ検討していただきたいということなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 今後につきましては、ご指摘のように、近隣市町村を含めて総合的な計画を策定するようにも努めてまいりたいと思います。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） この質問は終わらせていただきますけれども、これから制度をつくっていく、計画になるのか制度になるかわかりませんが、ぜひとも、塩尻のことも含めまして、それから被害を受けている方々の声や実情が反映されるような、そういう体制をつくっていただいて、改善要望もきちんと聞いていただく。そういう中で制度や計画を確立をしていただく、つくっていただくということを最後をお願いを申し上げまして、時間がございませんので、次の質問に移らせていただきます。

次は、今回の県知事選挙における選挙事務について質問をいたします。

今回の県知事選挙における18歳と19歳の笠間市の投票率について教えてください。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 14番石松議員のご質問にお答えいたします。

8月27日に執行しました茨城県知事選挙におけます18歳19歳の投票率についてですが、まず、本市の投票率は、18歳が40.66%、19歳が33.05%、18歳と19歳を合わせた投票率でございまして、36.86%でございました。

また、茨城県全体では、推計値となりますが、18歳が36.14%、19歳が28.68%、18歳19歳を合わせました投票率は32.39%となっているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 去年の参議院選挙のときに、18歳19歳の投票率の向上の取り組みとして、期日前投票所の投票立会人に高校生を選任をして従事をしていただくということをやられた。それから、あとは友部高校ですか、出前講座を実施したというお話をお聞きしておりますけれども、今般の県知事選挙に当たりまして、18歳19歳への投票率向上の取り組みについては何かやられたんでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 18歳19歳の投票率の向上の取り組みでございまして、前回に引き続きまして、友部高校におきまして高校3年生を対象に出前講座を実施して、実際の投票所と同様に選挙事務の従事者や投票立会人などを設け、模擬投票所を設置しまして実際の投票も体験していただきながら、政治や選挙への関心を高めていたところでございます。

また、実際に選挙に触れていただくことを目的といたしまして、市選挙管理委員会のほうから笠間高校と友部高校に期日前投票所の投票立会人のほうを依頼したところ、学校側から協力いただきまして、友部高校から1名の希望があったところでございます。

また、学校を通じないで、直接でございまして、期日前投票の立会人として希望

された高校生が4名ございました。今回の茨城県知事選挙におきましては、計5名の方に投票の事務を従事していただいたところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 簡単にいうと、前回のときと変わらないことですよ、対策の中身については。数は変わっていますが。

前回の質問のときに、18歳のほうが19歳よりも投票率が高い。それから、今回も同じ結果が出ていますよね。この内容について、どうしてそうなるんだということで質問いたしました。

推測として言われたのは、帰省して投票を行うか遠くにいて不在者投票を行うかということが、18歳や19歳を対象にそうになってしまうわけですが、この不在者投票の手続きが非常に煩雑だと。そういうことことからなかなか投票に結びつかないという、そういうケースが推測されるんだというふうに答弁をされたんですね。

そうであるならば、この不在者投票に対する対策というのが私は求められたんじゃないかなと思うんですが、なぜそういう対策はとられなかったんですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 不在者投票という部分もございますけれども、18歳19歳への啓発の取り組みといたしましては、新たにということでございますけれども、若者を対象の部分が多いかと思っておりますけれども、SNSやフェイスブックのほうで呼びかけ等を実施してございます。

また、大学とか専門学校のほうに離れている方等もございますので、大学や専門学校などの学生が交流しますU活プロジェクトに登録されている方に対しまして、投票の啓発等を行ったところでございます。

また、あわせまして、そういった方の大学生のほうも募集をいたしまして、期日前の投票等に参加をしていただいたところでございまして、9名の方に参加をしていただきました。そういった部分も含めて、不在者投票についてはできるだけ実施していただくような形で広報のほうをしてまいったところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） そのSNSやフェイスブックの努力はわかりますけれども、先ほど申し上げましたように、不在者投票が非常に煩雑でしていただけないと。そういう対象者に対する対策は、私は必要じゃないかなと思うんですが、これはやっぱりとるべきじゃないでしょうか。これはなぜとられないんでしょうかね。きちんと私はやるべきだと思っております。それを申し上げたいと思います。

それから、期日前投票についての現状についてなんですけれども、昨年の参議院選挙、投票率51.12%、期日前投票の人数は1万1,635人でした。今回の県知事選挙、投票率49.67%、若干下がっておりますが、期日前投票は1万2,014人とふえております。この現状について、

どのように評価され分析されているのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 期日前投票のほうの増加でございますけれども、期日前投票につきましては、入場券発送後、以前と違いまして手続のほうが簡略化してございます。そういった便利さのほうも投票者の各人のほうが認識されまして、選挙を迫うごとに期日前投票を実施する方が多くなってきているのかなというふうに考えている状況でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 分析でも何でもありませんよね。ただ、状況をおっしゃっているだけですよね。

期日前投票がふえているということは、期日前投票がやっぱり有効ということですよ。活用している方がたくさんいらっしゃるということですよ。

私は、この数字を見るのであれば、投票率下がっているのに期日前投票がふえているわけですから、もっともっと期日前投票がしやすい環境をつくっていくべきではないでしょうか。そのように捉えるべきだと思います。そうであるならば、期日前投票の時間、2時間以内の繰り上げ、あるいは終了時間の繰り下げ、さらには投票所の増設ということが環境を改善していく、環境をよくしていく一つの方法としてあるんですけれども、そういうことについてはお考えにはならないのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 期日前の投票所の増設とか時間延長の関係でございますけれども、期日前投票所に関する部分につきましては、公職選挙法におきまして期日前投票所におきましては市役所または選挙管理委員会が指定した場所に選挙の期日の告示または公示の日の翌日から選挙の期日の前日まで、いずれの日も朝午前8時30分から午後8時までの間、最低1カ所を設けることになってございます。

また、期日前投票所は複数設置することが可能でございます。本市におきましては、市役所本所、笠間支所、岩間支所の3カ所において、選挙の期日の公示または告示日の翌日から選挙期日の前日までの間、8時30分から午後8時まで実施してきたところでございます。

期日前投票所の増設についてでございますけれども、選挙人の利便性を考えた上で、地域交流センター「T o m o a」ですか、ショッピングセンターなどへの設置について検討してまいりましたけれども、選挙システムのネットワークの構築、期日前投票所を増設するために必要な人員確保などの体制づくり、市単独で執行する場合の選挙費用などの問題がございまして、今回につきましては設置しないこととしてございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 前回のときも同じような質問をして、答弁、同じなんですね。

ただ一つ欠けているのは、衆議院選挙の場合に、1区と2区と両方抱えているので、非常にそこが問題だというのは欠けているんですけども、それ以外のことについては同じ答弁なんですね。

この費用の問題、人員の確保の問題については、これは実はマニフェスト研究所が全国の調査をしております。これ、費用ですね、増設をする場合に、8万円から824万円、大きな幅があるんですね、増設をした市町村の実情というのは。

その人員の問題についても派遣社員だとか大学生の活用ということをされていて、非常に費用がかからないで済むようにしている市町村もございます。それから、専用回線やシステムをきちんとしていかなきゃいけないということも、前回ご答弁されているんですけども、これについても、携帯電話を活用をして、遠くにある投票人名簿を照合していく、突合していくという、そういうシステムを使って費用のかからない形で投票所を増設している市町村もあるわけですね。そういうことについては、この1年間、研究されてきたんですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 今、議員おっしゃるとおり、いろいろな方法がございます。本市におきましても、投票立会人については、委託とか大学の学生を使うとか、そういった部分で経費の削減のほうは図ってきたところでございます。

新たな期日前投票所を設置する場合の部分ですけども、確かに携帯電話とかそういった部分のことも考えてはございましたけれども、セキュリティの段階でその部分についてまだ不安があるというような状況でございまして、選挙人の場合には名簿ですね、個人情報が多く含まれておりますので、そういった部分も今後検討課題かなというふうに思っているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 検討課題と言っていたので、これ以上言いませんけれども、ぜひともあの駅前の「T o m o a」、あるいはポレポレのショッピングセンターで実現できるようにぜひ研究を進めていただきたいと思います。

この件についてはこれで終わりますが、次に、入場券の配布についてなんですけれども、今回の県知事選挙におきまして期日前投票が始まっているのにもかかわらず、入場券が届いていなかったという事実がございました。もちろん入場券がなくても投票ができるわけですけども、しかしながら、入場券がないために投票に行けないというふうに思っていた方もたくさんいらっしゃったわけですけども、今般どうしてそのような現象が生じたのか、その原因について教えてください。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 入場券の配布についてでございますけれども、一部で期日前投票までに届かなかったという理由でございまして、入場券につきましては、公職選挙法

施行令によりますと、選挙管理委員会は特別の事情がない限り、選挙の期日の公示または告示日以降にできるだけ速やかに選挙人に入場券を交付するように努めなければならないというふうにされているところでございます。

本市におきましては、事前に郵便局と打ち合わせを行い、選挙期日の告示日の前日に、転入者及び死亡者などの仕分けを行いまして、その日のうちに郵便局に入場券を届け、告示日の日から郵便局による配達のほうが実施されております。

今回の茨城県知事選挙で笠間地区と友部地区の一部において入場券が遅くなった理由につきましては、選挙期日の翌日が休日であったことが原因でございまして、反省といたしましては、休日であることを踏まえ、1日でも早く郵便局に届ければよかったかなというふうに考えているところでございます。

今後はこのようなことのないよう取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 法律的にいうと、告示日以降できるだけ速やかにということなんですけれども、ほかで、前回の質問の中で答弁されていたんですけれども、この入場券というのはいわゆる投票啓発の一環でもあるわけじゃないですか。そうするとやっぱり期日前投票日以前に着いているというのがその役割を果たす一番の条件だと思いますので、二度とこのようなことがないようにぜひ取り組みを進めていただきたいなと思います。

それから、体が不自由な方の郵便投票の現状なんですけれども、これはご承知のとおり一定の条件があります。身体障害者の場合は1級もしくは2級、あるいは介護保険法の要介護5以上というような条件はありますけれども、こういう方々については公職選挙法で郵便投票ができるというふうに書かれております。この対象が笠間市内に何人いらっしゃる、そのうちの何人の方がこの郵便投票制度を利用するための登録をされているのか、その実情について教えてください。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 体が不自由な形の郵便投票の現状でございまして、対象者につきましては、議員おっしゃるとおりでございまして。選挙人から投票用紙の請求を受けた選挙管理委員会は、郵便等による不在者投票ができるものであると認めたときは、投票用紙を選挙人の自宅に郵送し、選挙人が投票用紙に記載し、選挙管理委員会に郵送で返送することになってございます。

本市において、郵便投票による不在者投票ができると思われる選挙人につきましては、詳細な障害者の内容が把握できないことや介護保険との重複などにより正確な人数を算定することはできませんが、おおよそでございまして、1,200人はいると思われるところでございます。そのうち、現在、郵便投票の証明書交付につきましては、13名でありまして、その方全員に投票用紙の請求の案内をしたところでございます。

実際に投票用紙の請求があった方はそのうち9名であり、最終的に郵便等による不在者投票を行った方は、請求があった方全員、9名でございました。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 対象が1,200人いて、実際登録されている方は13名。今回実施した方は9名だということなんですけど、1,200人、登録13名、余りにも乖離があると思うんですが、この状況について改善することはお考えにならないんでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 総務課長西山浩太君。

○総務課長（西山浩太君） ただいまの改善するという方向についてなんですけど、こちらは公職選挙法の定めによりまして規定されていることとございますので、笠間市単独で改善というのはちょっと難しい問題なのかなというふうに考えております。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） そういうことを言っているわけじゃないんですね。

1,200人の対象者がいるわけでしょう。その方々に郵便投票制度というのがあるんですよということを、きちんと周知徹底するというのが必要なんじゃないですか。そういうことをきちんとやってこそ初めて、この13名が20名になるのか30名になるのかわかりませんが、そういうことをやらないんですか。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 投票率のほうの向上という部分につきましては、できる限り有権者については、各いろいろな方法で投票のほうを促していくということで考えていきたいというふうに思います。

こちらのほうの制度につきましても、積極的に利活用がしていただけるようなPRの方法を今後実施していきたいと思っております。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） もう時間がないので終わりますけれども、ぜひこの対象者の方については、郵便制度を利用する、利用しやすい、そういう状況をぜひつくっていただきたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。発達障がい児への支援事業についてであります。

今年度、第3期障がい者計画、第5期障がい者福祉計画が策定される予定になっております。先月28日に第1回の策定委員会が開催されていると伺っておりますが、今年度の終了する第2期障がい者計画、第4期障がい者福祉計画における発達障がい児、「発達障がい児」に絞って結構です。発達障がい児支援事業の達成状況について、簡潔にご説明ください。

○議長（海老澤 勝君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 14番石松議員のご質問にお答えをいたします。笠間市におきまして、平成24年3月に第2期の障がい者計画、第3期の障害福祉計画、また、平成27年

3月には第4期の障がい者福祉計画を策定し、発達障害を含めました障がい児の支援に努めてまいったところでございます。

状況でございますが、児童発達支援は、平成27年10月の実績では16人、平成28年同じく10月の実績で24人、平成29年6月の実績で27人と、おおよそ計画策定時における見込み量の増加に沿った形で利用者がふえているというところでございます。

また、放課後等デイサービスにつきましては、平成27年10月の実績で73人、平成28年同じく10月の実績で77人、平成29年6月の実績で77人と、直近の3カ年は第4期障害福祉計画策定時の見込み量を上回り、サービスの利用者がふえているというところでございます。

障がい児の相談・支援の実績につきましても、平成27年度には339人、平成28年度336人、平成29年度は見込みで350人と、計画の見込み量をこれも大きく上回り、サービスの利用がふえているところでございます。

なお、親子通園事業の実績につきましても、平成27年度は62人、平成28年度66人、平成29年度は見込みで71人と、計画の見込み量より、サービスの利用者は少ない状況でございます。

発達障がい者に対します相談支援につきましては、平成27年度が5人、平成28年度が6人、平成29年度は見込みで7人と計画の見込み量のとおり推移しているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 発達障がい児の相談支援事業についてなんですけれども、これも前回質問したときに、この事業については、基幹相談支援センターでやるというふうに伺っているんですが、この基幹相談支援センターの場所と具体的にどういう相談事業が行われたのかということをご説明ください。

○議長（海老澤 勝君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 基幹相談センターの場所でございますが、笠間市大淵にございます佐白の館の中でございます。ここにつきましては、基幹相談センターでございます、障がいの種別と申しますか、知的障がい、あるいは身体障がい、あるいは精神障がい、発達障がいも含みますけれども、こういった障がいの全ての相談をここで受けているという状況でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 次に、「友部保健センター」から「地域福祉センターともべ」にかわるわけなんですけれども、かわった際に、全協でも説明がありましたが、現在の友部保健センターの建物を使って、1階では親子通園事業、それから就労継続支援B型事業をやる。2階で児童発達支援事業をやる。これは障がい児福祉計画に基づいた事業をやるんだというふうに説明があったわけなんですけれども、具体的にこの児童発達支援事業というのは

どういことをやられるんでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 現在、友部保健センターでは、障がい児の親子通園事業として、情緒・言語・心身の発達に問題がある未就学児に対しまして、集団生活への適応支援などの早期療育を行っておるところでございます。

また、平成30年度からは、「友部保健センター」が福祉の拠点として「地域福祉センターともべ」になりますが、親子通園事業は、児童の障がいの程度や親への支援の必要性に応じたクラス分けを行い、開催日数を週3日から5日にふやすなど、拡充してまいりたいというふうに考えております。

また、乳幼児期から学校卒業までライフステージに応じた切れ目のない支援と保健・医療・福祉・教育などの関係部署と連携をいたしました地域支援体制の確立を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 次の質問、発達障がい児への療育手帳の交付状況についてなんですが、発達障がい者は療育手帳、あるいは精神障がい者保健福祉手帳の交付基準に該当する場合、手帳の交付を受けることができるという、そういうふうに決まっております。

しかしながら、アスペルガーだとかADHDの人は、鬱病などの精神疾患を併発していないと、手帳を受けることができないというふうになっていたわけですが、平成22年に全国の発達障がい者が平等に手帳の交付を受けられるように改善を図りなさいという、そういう総務省からの通達がおりていると思うんですけれども、笠間市の発達障がい者への手帳交付状況というのはどうなっているんでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 発達障がい児の手帳につきましては、知的におくれのある場合は療育手帳を、また、知的におくれのない場合は精神障害者保健福祉手帳を取得できるということになってございますが、知的障がいを有する方を対象に交付されております療育手帳につきましては、発達障がい児に限定した交付状況を把握することが現状はできておらない状況でございます。

療育手帳は、知能指数に基づきまして4段階で判定を行っておりまして、障がいや疾病等による診断がないために把握することができないという状況でございます。なお、療育手帳に限らず、ほかの身体障害者手帳、精神障害者手帳の2種の手帳におきましても、発達障がい児に対して交付している件数を現在把握することはできない状況であります。

以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 制度的にできないという部分は理解をいたしました。

ただ、発達障がいでお悩んでいる方、発達障がいの対象になっている方がこの手帳を持つ

メリットというのは非常に大きなものがあります。例えば、税制上の優遇を受けられたりとか、生活保護の方は障害者加算を受けられたりするとか、あるいはN T Tの無料電話番号案内が受けられたりとかNHKの受信料の減免とか、等々メリットがあるわけですから、こういう方々がこのことを利用できるような、そういう条件の確保には努めていただきたいなと思います。

次に、乳幼児健診の現状と発達障がい疑われる場合、児童への対応指導方法について、簡単にご説明ください。

○議長（海老澤 勝君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 乳幼児の健診は、3カ月から6カ月健診、9カ月から11カ月健診を医療機関に委託の上、現在実施をしておるところでございます。

1歳6カ月児健診、3歳児健診は、保健センターにおきまして実施をし、問診、計測、内科健診、歯科健診、保健指導、相談等を行っておるところでございます。保健師、管理栄養士、心理専門員等の多職種が相談に応じることで、多方面から母子をサポートするようしておるところでございます。

さらに、これらの健診の中で児童の精神発達面が気になる場合は、個別の発達相談や発達に関する小集団の親子通園事業に向けることで、早期からの療育支援につなげております。

なお、3歳を過ぎ、集団生活の場で発達面の問題が見えてくる場合もあることから、保健師、臨床発達心理士による5歳児発達相談を実施をしております。また、発達が気になるお子さんのフォローとして、各幼稚園、保育所等に巡回相談も実施をいたしまして、その後のスムーズな就学を支援するとともに、園のスタッフへの相談などにも応じておるところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 5歳児の発達障がいの相談をされているというお話だったんですけれども、乳幼児健診の中で異常、というか問題が発見された場合は、きちんとしかるべき機関へつないでいるというご答弁だったと思うんですけれども、実は全国的にどうか一般的に言われておりますのは、3歳までの健診というのは、なかなか集団行動における問題というのは発見されにくいということがいわれております。

しかし、これが5歳児健診となると、幼稚園だとか保育所で集団生活を経験するわけですから、それまでに明らかにならなかった発達上の問題というのが初めてそこで明らかになるわけですね。そういう意味で3歳までの健診ではなくて、さらにこの5歳児健診というのが非常に重要になっているというふうにいわれているわけです。

進んでいる自治体では、この5歳児健診をやっているところがふえているわけですが、笠間市については、この5歳児健診についてどういうご見解をお持ちなんでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 笠間市におきましては、軽度発達障がい早期発見と、発達障がい児に対する早期支援につきましては、先ほど申し上げましたが、5歳児発達相談を実施しております。

実施方法は、対象者にチェックリストを送付し、保護者に記入してもらいまして、保護者の気づきから相談を受け付け、保健師、心理専門員が個別相談に応じまして、必要に応じ発達検査を実施するとともに、関係機関と連携をいたしまして適切な支援につないでおります。また、各幼稚園・保育所等に巡回相談も実施をしております、早期に子どもや保護者へのサポートを開始することで、その後のスムーズな就学へとつなげております。

就学後におきましては、学校において適切な指導体制を実施しております。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） ということは、5歳児健診をやっているところでいうと、前段にそのチェックリストを送って、問題があれば、しかるべき機関へつないでいくということなんですけれども、5歳児健診をやっているところは、保育士や教諭が相談票を回収して、保健師が観察が必要な子どもをリストアップをして、健診日を決めて、決められた健診日に医師だとか保健師、心理士、それから言語聴覚士等々が診断をして診察をしていくということが行われるわけなんですけれども、この健診日を設けて、こういうことをやるというのは笠間市の場合にはできないのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 健診日を決めてということでございますけれども、発達障がい児につきましては、早期の発見ということが必要だというふうにいられております。この中で特に3歳までの早期の発見といいますか、そういったものが必要だといわれておまして、5歳児におきましては、笠間市におきましても、保育所あるいは子ども園において歯科健診や内科健診、身長・体重から、そういった健診をしておるわけでございますけれども、常日ごろからのやっぱり気づきといいますか、そういったものが一番今後、早期発見のためには重要であるというふうに考えております。

そういった中で、健診につきましては、3歳児健診、4歳児健診までは実施しておりますけれども、5歳児健診につきましては、笠間市では早期の発見のための発達障がい児の相談は受けておりますけれども、健診は実施をしておらないところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 健診を実施していないのはわかっているんですけれども、これは、健診を実施できないんですかとお伺いしているんですが、それはできないのはなぜなんですか。

○議長（海老澤 勝君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 発達障がい、先ほども申し上げましたが、発達障がいの早期発見のためには、やはり3歳児の健診までに早期発見するということが重要だというふうに考えております。

5歳児健診につきましては、先ほども申し上げましたが、身長体重から内科健診、そういったものの健診をやっておりますので、発達支援に特化したといいますか、発達支援に特化した5歳児健診をということだと思えますけれども、その部分につきましては、常日ごろからの保育士あるいは、幼稚園教諭、こういったところが気づきという観点で発見をする。あるいは、そのお子さんをお持ちの保護者の方が気づくということも重要であろうというふうに考えておりますので、5歳児健診は現在やっていないというところがございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） あくまでも相談は相談事業ですよ。専門家が診るわけではないですよ。先ほど私が申し上げましたように、3歳児までの健診とそれから、5歳児以降というのは、全然違うわけじゃないですか。集団生活を子どもが経験をする、その中で異常が見つかりますよね。その異常について気づくのは親であったり、保育士さんであったり、幼稚園の教諭であったり、誰だかわかりませんが、気づいたら、そこからさっき言ったように専門家にちゃんと相談しないといけないんじゃないですか。その専門家に相談する場が、私言っている5歳児健診の場だと思うんですよ。

それは3歳児健診までとは違った重要な位置づけがあって、これから、ここがやっぱり大事だということをやっているところがふえているわけじゃないですか。やっぱり笠間市だって、そういうことをやるべきじゃないでしょうか。

私は、やれる条件を切り開いていって、5歳児健診を導入すべきだということを申し上げて、時間がありませんので次の質問に移ります。

児童発達支援センターについては、前回の質問の中でも必要性を申し上げました。しかしながら、児童発達支援センターをつくるのではなくて、これは先ほど申し上げました基幹相談支援センターの中でその役割を果たしていくんだというご答弁がありました。しかし、国からは、平成32年度末までに児童発達支援センターを少なくとも1カ所以上設置することを市町村に求めております。これが国から出たわけですが、この国の方針を受けて、笠間市としてはどのように考えられるのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 福祉部長鷹松丈人君。

○福祉部長（鷹松丈人君） 児童発達支援センターの必要性につきましては、地域におけます関係機関との連携や、障がい児とその家族に対する療育相談を通じまして、障がい疑われる段階からのフォローとその後の支援までを行うことが求められているところがございます。

特に発達障がい児につきましては、センターにおいて通園児の受け入れにあわせて適切に地域支援を行う体制づくりを進めることが重要であるというふうに考えております。

そして、現在策定中でございます平成30年度から平成32年度までの3カ年間の計画期間といたします第1期の障がい児福祉計画におきまして、国の基本指針では、平成32年度末までに障がい児支援の提供体制の整備を図るために、児童発達支援センターを市町村に少なくとも1カ所以上設置と掲げられておるところでございます。

市といたしましても、第5期障がい福祉計画と併せまして、策定する第1期障がい児福祉計画で児童発達支援センターを、遅くとも平成32年度末までに設置する計画で進めております。センターを設置するかどうかという議論はもう過ぎておりまして、これにつきましては設置をする方向で、市としても今後計画の中に盛り込みまして実施をしていきたい。

また、そのセンターは近くの最寄りの拠点といいますか、発達障がいの拠点として、そのセンターを活用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君。

○14番（石松俊雄君） 最後にその最寄りの拠点として活用していきたいということですけれども、例えば、社会福祉部・健康増進課・教育委員会、それぞれ分かれています。それがきちんと連携をして発達障がい児に対応できるという、そういう施設も必要だと思いますし、もう一つは、発達障がいというのはなかなか自覚ができないわけですから、簡単に保護者が相談しやすい場所にぜひつくっていただきたいんですね。基幹相談支援センターが悪いと私は申しませんが、やっぱり離れていますよ。

あそこに気軽に相談に行くというのは、非常に抵抗もありますし、距離的にも問題がありますので、ぜひ検討されるのであれば、その場所については、やっぱり子供たちの多い場所、それから保護者、当該者が利用しやすい場所を選択して設置をしていただくということをお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（海老澤 勝君） 石松俊雄君の質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。

2時10分より再開いたします。

午後2時01分休憩

午後2時11分再開

○議長（海老澤 勝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、13番西山 猛君の発言を許可いたします。

〔13番 西山 猛君登壇〕

○13番（西山 猛君） 一問一答方式にて質問いたします。

大項目1、エコフロンティアかさまと市のかかわりについて、小項目①、改めて、エコフロンティアかさまの、これは「施設の」と入りますね。施設の概要をお伺いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 13番西山議員のご質問にお答えをいたします。

改めて、エコフロンティアかさまの概要を伺うとのご質問でございますが、エコフロンティアかさまは、茨城県におけます総合的な廃棄物対策の一環としまして、循環型社会の形成に向けた廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物最終処分場の安定的な確保を図るとともに、茨城県の産業活動の健全な発展と県土の環境保全に寄与することを目的としまして、公共関与による県内初の廃棄物処理施設として建設されました。平成17年8月1日から業務を行っているものでございます。

最終処分場につきましては、国の構造基準を大きく上回る多重遮水構造を有しているほか、浸出水の処理後は公共下水道に放流するなど、高い安全性を確保しているものでございます。

また、熔融処理施設につきましては、ダイオキシンの排出量を低く抑える構造となっております。高効率発電によるサーマルリサイクルやマテリアルリサイクルを行っております。

さらに、エコフロンティアかさまは、貴重な生物の生息する湿地を現況保全するとともに、廃棄物を通して広く環境全般を学んでいただく環境学習施設を整えた施設でございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 日本最大級と呼ばれておりますが、官ですか、民ですか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） エコフロンティアかさまにつきましては、茨城県環境保全事業団が運営をしているものでございまして、茨城県環境保全事業団は一般財団法人でございます。一般財団法人につきましては、財産に法人格を与えるもので、その財産の管理者が財産を運用しながら運用によって生じる利益をもって事業を行う、そういう組織でございます。

ただ、公共関与と申しまして、廃棄物の処理センターとして国の指定を受けてございます。これは地方公共団体の出資、あるいは拠出が要件となっております。その出資等につきましては、茨城県からの財産を受けているものと認識しております。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） では、官ですか、それとも半官半民なのですか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 組織としましては、一般財団法人ですから民でございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 茨城県もお金を出しているんだ、あとどこが出しているんですか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 建設の際には旧笠間市で拠出してございますけれども、運営につきましては笠間市で出してございませんので、茨城県だけになると認識してございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 県内の廃棄物を扱う業者、搬入をしたいんだ、あるいはしようとしている人たち、業者からの拠出はなかったのですか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 大変申しわけございません。施設、一般財団法人のほうの拠出内容につきましては、存じ上げておりません。申しわけございません。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） それはおかしいですね。市長も副市長も、それぞれの役職、要職で、この財団の運営にはかかわっているはずですが、違いますか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 市長が評議員としてなっております、理事として副市長がなっておりますが、大変申しわけございません。私の手元には資料がございませんで、その点回答できませんで、申しわけないと思っています。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 議長から、完全通告制といって通告しています、私は。改めてエコフロンティアかさまの概要、施設の内容、成り立ち、これを伺うということなので、その原資がどこかもわからないのでは、そこに理事や評議員やで我が市の市長や副市長がそこに要職として務めているというのはちょっと不自然なので、休憩をとって明確にそこはしてください。誰のお金を集めて、どの資金でどんなふうになったかだけ、そこは譲れませんからお願いします。

○議長（海老澤 勝君） 暫時休憩します。

午後2時20分休憩

午後2時25分再開

○議長（海老澤 勝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） お時間いただきまして大変ありがとうございました。先ほどの答弁で、私のほうから建設時の笠間市の出資という話をさせていただきまして、紛

らわしい点がありましたことをおわびしたいと思います。

環境保全事業団の基本財産によって運営しているわけですが、その基本財産は全額茨城県の出資でございまして、金額は7億6,823万4,000円でございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 建設に当たって、県内の事業者、処分場を必要とする事業者から一口幾らという表現で出資をさせていた、出資をしてもらったというのを私は聞いているのですが、それはないですか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） ただいまおっしゃられたような関連事業者からの寄附を受けたという話も聞いてはございますが、市のほうでは確認はしてございません。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 場所は旧の笠間市内で、県が先頭で旗を振りながら、お金を7億6,000何がしかを出資してできた施設なんですね。そう解釈していいですか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） そのとおりでございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 7億6,000万円ぐらいでできるんですか、あの施設。私はちょっと違うんじゃないかと思いますが、何が7億6,000万円なのですか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 事業団は一般財団法人でございますから、その所有する財産をもって運営に当たっているわけございまして、その基礎となる財産が7億6,800万円でございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 話が全然かみ合わない。エコフロンティアかさまの施設の概要を伺うということですから、施設は何と何があって、こんなになって、いついつできてこうなったんだという話は今わかりましたよね。私も日本最大級の処分場であるということはお話しましたね。となると、そのもとになる資金というのはどうなったんですかという質問をしたつもりなのですが、その財団の成り立ちじゃなくて、施設の成り立ちのことを言っているのですが、どうしますか、これ続けますか。また休憩なんかしちゃうと思いますよ。どうしますか。通告の内容が概要という漠然としたものだったのでそういうことなのかもしれませんけれども、誰と誰がお金を出してあれだけのものをつくったんだということですが、7億円やそこらでできるのですかという話になってしまうのですが。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） この施設につきましては、笠間市が主体になって建設したものではありませんので、申しわけございません、その財源の内容、建設費用について

ては承知をしてございません。恐らくになってしまいますが、あれだけの大きな施設でございますから、7億円ではできないのではないかと認識してございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） いいですが、ズバリ言いますよ。いいや、そのことは。前のことだからいい。これからのことを質問していきますから、①を終わりにします。

②当該施設の設置に至るまでの経緯を伺います。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 当該施設の設置に至るまでの経緯を伺うとのご質問でございますが、主な経緯を申し上げますと、平成9年2月に茨城県におきまして茨城県公共処分場懇話会が設置をされまして、平成11年10月に茨城県が公共処分場の有力候補地として福田地内の採石場跡地を選定したとされております。茨城県から同年12月に旧笠間市へ建設への協力要請があったことを受けまして、旧笠間市では、当時の三役と全議員で構成しました笠間市環境センター推進委員会において建設推進を決定し、それ以降は茨城県と協力をして地元福田地区との意見交換会等を実施してきております。

平成13年2月に茨城県、環境保全事業団、旧笠間市の3者におきまして、公共処分場に関する基本協定書が締結されまして、その後茨城県環境保全事業団におきまして、建設に向けた諸般の処理が行われてまいりまして、平成14年9月には建設の設置許可がなされております。その後、同年10月に建設工事に着手いたしまして、およそ2年と10カ月の歳月を経まして、平成17年8月1日にエコフロンティアかさまが開業したものでございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） その経緯の中で、どの時点で官を離れるのですか。官民という言い方をしますと、どの時点で官が離れるのですか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 平成14年4月に茨城県環境保全事業団の事務所が開設されましたので、その時点だと認識してございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 事務所ができた、立ち上がったという表現がいいですかね。それで、事業団の出資、満額、100%茨城県が出したということで冒頭の質問の中で答弁されていますけれども、事業団について、施設じゃありませんからね。そうしますと、これ、どこでどんなふうに切りかえればいいんですか。その設置とともに例えば民間からいただいた出資金を返すとか、県に返すということで県と切れたんだ、民間が立ち上がったんだという解釈と違いますよね。出資金はそのままなんですよね。県の。そうすると、その扱いはどうなりますか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 法人格を持っています事業団につきましては、それぞれ法人によって位置づけがなされると思いますので、出資につきましては100%県でございますが、この開設をもって、事業団が開設されましたので、その時点で民の考え方になるのかと思います。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） こちらでは県から副市長も来ていますし、県と市のかかわりということになるでしょうけれども、ちょっと解釈として、県の出資金ということは、つまり県の県民の税金を投入しているわけですが、当然そこには、100%ということですから、公金が入っているわけですが、それでもここで官と民に分かれるのですか。官という扱いはないのですか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 地方公共団体も法人といいますか、そういった団体でございますし、それぞれ団体の定義があろうかと思えます。何度も繰り返しになってしまつて大変恐縮でございますが、一般財団法人はそれを所管する法に基づきまして定められた法人格でございますので、出資金は全額公共の、茨城県からの出資でございますが、その法的な位置づけ、法人格の位置づけとしては民間になるかと考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 大事な答弁いただきました。法的には民間だということですね、法的には。これよろしいですね。法律的には民間だということですね。

では、法律的に民間の施設の中で、茨城県知事はどのポジションにいるのですか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 知事については、財団法人のいずれかの役職についているということはないと認識してございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 3.11の東日本大震災の中で、本県においては早々に瓦れきを受け入れしようと。受け入れ先はどこなんだといったときに、エコフロンティアかさま、設置自治体は笠間市である。笠間の市長初め、市民の理解のもと、英断ですが、受け入れをしようということになりました。これは法的には民間なんだけれども、これをどうも法律と法律、要するに復興の関係の法律でくくりながら、茨城県と向こうは宮城県でしたっけ、当時は。その関係の中でやったかと思えますが、これ、どういうふうな解釈ですか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） その経緯については存じ上げておりません。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 今、聞きましたか。3.11の瓦れきを受け入れしましょうよと、ここも被災地、本市も被災地、なのに事情は違ふと、うちのできることをやりましょうと

言って茨城県が立ち上がった、笠間市が理解をしたということだと思いますが、その事情はわかりませんと。事情わからないものを返事しちゃったんですか。それはおかしいんじゃないですか。そこちょっと撤回してくださいよ。事情がわからないで受け入れしますなどということはありませんから。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 当時、東日本大震災で非常に大きな被害を受けた事実がございまして、県の公共関与している民間と申し上げましたが、そういった団体でございましたので、笠間市におきまして瓦れきの受け入れをしてきたと考えてございます。平成24年に宮城県から、ご質問いただきましたように受け入れをしております。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） そのとおりでしょう。受け入れをするんだから、宮城県と茨城県の間で話し合いがあったんじゃないですかということを行っているんですよ。その中でこんなふうにしましょうよということで、復興のお手伝いになるならばということだと思いますが、その与えられた環境の中で、笠間市には県のかかわる施設があるので、それは優先的にやるべきじゃないかということで、何もなく、問答無用で返事をしたと思うんですよ。受け入れしましょうよということ、市長初め、もちろん議会も、市民の皆さんも納得したと思っているのですが、そのときの経緯というのはあったでしょうと言っているんですよ、県と県の間。

だから、法的には民間だと言いつつも、実際は県がかかわらないとこの問題というのは解決しないんじゃないですかと思うのですが、民間というのほどまで民間で切るんですか、ということですね。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 今おっしゃいますように、非常に東北で大変な事態の中で、その当時の県知事が話し合いをされたのではないかなとは思われますが、申しわけございません、私のほうではその事実は承知してございませんので、よろしく願います。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 答弁いいですからね。部長、石井さん個人に聞いているんじゃないで、笠間市の市民生活部長に聞いているんですよ。部長がわからなかったら副市長にも聞いてくださいよ。個人的な茶飲み話しているんじゃないので、質問はそういうことです。公の一般の事務事業に対して質問しているので、その質問に対して答弁をしていただきたいと思います。私はわかりませんでは通らないんじゃないかですか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 法人といいますか、団体といいますか、茨城県の中の意思決定だと思いますので、そこに知事同士の協議の中には笠間市は加わっておりませんの

で、笠間市としては承知していないと考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 既に4者協定やっているじゃないですか。4者協定って何、事業団、県、市、それから地元の団体で4者協定やっているんですよ。県とあれでやって、3者は要らないの。3者なしなの。ということになってしまうじゃないですか。

でも、いいや、今回はそんなこと別にここで議論するつもりはないので、部長がそこまでだということならそれでいいですよ。部長がわからないという答弁で、それを受けましょう。②を終わります。

③に入ります。現在に至るまでに発生した諸問題を伺います。これは問題ですから、新聞に出たものも含めて、議会なんかにも報告されたものも含めて端的にお願いします。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 現在に至るまで発生した諸問題を伺うというご質問でございますが、エコフロンティアかさまの建設をめぐりまして、一部の地域住民の方を含めました団体において、建設差しとめを求める仮処分の申し立て、あるいは裁判が行われたということがございます。

また、平成20年7月には溶融施設内の火災報知器の点検を行った際に、その作業に当たりました作業員が硫化水素を吸い込みまして救急搬送された事故も発生してございます。

それから、平成28年度でございますが、エコフロンティアかさまに直接ごみを持ち込みました際に生じる一般廃棄物処理手数料につきまして、システムの不具合から、平成26年4月から平成28年5月の間に手数料を過剰に徴収したということが判明しまして、市民や事業者の方に大変ご迷惑をおかけしたということがございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） ③を終わります。

④に入ります。前項、つまり先ほどの諸問題、発生した問題について、解決内容や方法を具体的にお伺いいたします。これは建設に反対した反対運動のみで結構ですから、どんな解決をしたのかなということを教えてください。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） ただいま申し上げました問題につきまして、その解決内容や方法を具体的に伺うというご質問でございます。

施設の建設差しとめを求める仮処分申し立てや裁判につきましては、いずれの裁判所の判決も却下または棄却でございまして、建設の正当性が認められたものでございました。その後、平成22年11月30日に地元新たに組織されましたエコフロンティアかさま福田地区対策協議会を含めました4者による協定書を締結しまして、地域振興並びに環境保全対策が4者の連携のもとに今行われているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 地元の対策協議会というのは、これは反対の分子が主たる団体になるわけですか。主たるものの団体になるのですか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 福田地区の住民の方全員の方々の参加をもちまして設置をされた協議会であると認識してございます。反対が主たる、賛成が主たるということではなく、全ての方々のお考えのもとに設置をされたのかと認識してございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 全員ですか、間違いはないですか。全員が対策協議会の委員になっているということですか、協議会の会員になっているということですか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 福田地区134世帯の方の参加をもちまして設立されたものでございまして、現在、147世帯の方に参加をいただいた協議会でございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） それでは、その協議会と事業団とのかかわりの中に、対策費ならぬ地域振興基金ということではありますが、今回、堂ノ池の整備ということで進んでおりますが、これについてこの対策協議会との間では特にありませんでしたか。つまり反対も賛成も、どっちもの分子が対策協議会にいるんだよと考えたときに、少なくとも反対の人が今でも反対なんだといった場合に、施設からいただく、あるいはその費用を利用する施設に対して、さらなる施設に対して賛成はするのかなと私は疑問に思うのですが、いかがですか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 地域振興支援金につきましては、福田地区の生活環境の保全及び地域振興を図ることを目的としまして交付をされているものでございます。その使途内容につきましては、対策協議会のほうで十分話し合いがなされて、その使途の決定をされていると考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） では、それは対策協議会の議事録等があるわけですね。

そこで、この7億何ぼの堂ノ池の整備資金、この予算化されるに当たって、なぜ議会に報告があって議決をしなければならないのですか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 地域振興事業につきましては、4者協定の中で、茨城県、環境保全事業団、笠間市、この3者は福田地区の振興を図るため事業を実施するという事になってございまして、第4条におきましてその地域振興事業に要する費用は24億円と定め、さらに、事業として実施するに際して、市のほうの歳入として受け入れをして、基金に積み立てを行い、そこから決定された事業について事業実施をしていくという定めが

ございますので、それを根拠に、議会の議決、歳出予算のほうに上程をさせていただきまして議決をいただいているものでございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） つまり、せっかく民間がやっていることを民間から笠間市に歳入して、それを議会の議決を経て使っていくんだと、そういう解釈でしょうかね。法的には民間なんだと、その民間からどういう趣旨のお金をもらっているかわからないけれども、市がもらう、歳入する、歳入したものが幾ら幾ら歳入しているよね、その歳入についてはこれに使うんだよという、民間の資金を1回ぐるっと回して笠間市の財政に入って、市議会が議決をするというおかしな形になるのですが、それで進めているんですね。そういうことを決めたんですね、その4者協定の中にあるんですね、それは。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 4者協定の中で定められてございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） はっきり言って、福田地区の皆さん、もちろん世の中って、まして政治を担う者は100点なんか取れるはずはありません。ここにいる山口市長だって、市長に対する反対意見の者をかき分けながら、今の笠間市を構築しようという思いだと思います。これは後の質問に出てきますけれども、そういう環境の中で考えたときに、福田地区で、今、民間だよって扱いをしている。よくわかりませんよ、言っていることは。県から出資しているんだけど民間なんだと。事務所をつくったら、建物できたら、事業団が設置されたら急に民間になっちゃったんだと、こういう話ですけども、民間と地元の民間との間で、対策協議会というのは地域住民だから民間だ、これは間違いなく。その民間と民間の間で決め事があった、その中で動く、直接金は動かないんだ、予算は。その予算をあえて市の予算にすることで正常な資金になってしまう。つまり民間で言うマネーロンダリングじゃないんですかと私思っています。どこかに法律の問題、欠点があるはずなのですが、それどうですか。私は、これは官であろうと、公の施設だろうと思っているんですね。だから、地元の市長も、副市長もそういう形あるでしょうし、県から職員も行っている、こちらからも、現在は行ってないかもしれないけれども行っていた、つまり公務員が主たる職員としてあの施設を運営している。そこに、もともとの原資、事業団に対する原資7億6,000何がしというのが県から出ているんだといたら、これは公だと私は思うんですよ。

そうすると、今度、公から地元の民間の団体に24億円の基金があって、それを地元の団体に交付しなければならないという形ですね、地域振興として。ということになれば、今度、地元の団体はどうなんですかといったときに、任意の団体ではないですかと、こうなってしまうでしょう。そして、そこに法律的にいろいろな問題が出てくると思うんですよ。

今、質問に対して答弁してもらって黙って聞いていましたけれども、あれを民間だと逃

げるのはちょっと難しいですよ。民間がなぜわざわざ市が歳入して議会で議決して、さあ、どうぞとやらなくちゃならないんですか、不自然じゃないですか。それは民民でやるべきじゃないですか。と私は思うんですよ。

なぜこんな質問をするかという、茨城県も大きく変わるだろうと期待しているんですよ。せっかくのどかな農村地帯で、笠間市の中でも本当に緑豊かな田園地帯で、そういう場所で、湿原もあつたりするところだったんでしょう。富士見湖でしたっけ、そういうものを壊してまでも、地域のため、茨城県のためと思って泣きの涙で賛成をした、そういう人もいると思うんです。

それを考えたときに、これからそういう一部の曖昧なグレーゾーンのことをやらないで、せっかく新しい茨城が今誕生しようとしています。9月25日まで現職の任期があります。26日は初登庁なるでしょう。そのときにこれからの笠間市はどうなるかということを含めて、このエコフロンティアかさまをもう一度検証すべきところ出てくると思うんですね。それを念頭に、これで結構ですから④を終わりにしまして、⑤に入ります。

今後における市と施設、私から言えば県なんだけれども、市の施設の関係について、特に地区の一般廃棄物の取り扱いをお伺いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 今後における市と施設の関係について、特に地区の一般廃棄物取り扱いを伺うというご質問でございますが、まずは、今後も引き続きまして、笠間地区の一般廃棄物の処理が確実に、そして適正に行われるように、関係を維持してまいりたいと考えてございます。

一方で、4者協定の中では、焼却施設、熔融炉の稼働につきまして、開業からおおむね20年とされてございます。既に12年が経過してございますので、これ以降の笠間地区のごみ処理をどうするか、検討する必要があるかと今考えてございます。

現在、一般廃棄物処理基本計画の改定作業を進めておりますので、その中で本市におけるごみ処理体制の統一化等、全ての可能性を含めまして笠間地区の一般廃棄物処理の方向性を検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） ここで、やっとならんと笠間市が知らんぷりできないという状況になりましたよね。つまり建設のときからいろいろな事情の中で、一般廃棄物の処理施設、もとの大郷戸にあった施設の老朽化、その廃止によって、その代案としてエコフロンティアかさまの建設を受け入れよう。そこには旧笠間市の事情があるんだということだと思えます。そこは、考え方によっては、民というならば、その民と地域の一般廃棄物の連携がとれるということで、非常に合理的、画期的な発想だったかもしれない。しかし、今言ったように、そうこう言いながらも12年ということですが、20年でだめになるかどうか別としても、実際は10年という一つの熔融炉の一応区切りがあったはずですが、それを更新した

ような格好、あと10年大丈夫じゃないかということだと思っておりますが、それを素直に受けましょう。

となると、8年後の一般廃棄物の施設、現在、笠間市では友部柏井にあります、水戸・笠間環境組合ということですが、ここも水戸市がこれから脱会するだろうという状況にあります。そういう中で、一般廃棄物、ごみの問題というのは市民に直結する問題だと思っております。これを、今、少なくとも机上での計画がなされていないというのはどういうことかなと思っております。

つまり相手が民間なんでしょう。民間だったら途中でリタイアすることもあるでしょうし、いろいろなことを含めて。そうこうしているうちに、以前にちょっとそういうお話も出たのですが、城里町で、一般廃棄物の処理場、し尿処理場の大きな見直しが先日新聞等で報道されました。エリアとしては旧笠間の部分も考えるべきかなと私は思っていたのですが、これは多分市長もそういう考えを持っていると思います。そういうエリアで広域的につくっていき、運営しようということも一つの案じゃないのかなと思うんですね。

もちろん一般市民から言えば、笠間市一つにして1カ所がいいんじゃないかと、こういうふうになりますね。そういうことも考えたときに、この一般廃棄物の今後の取り扱いというものを慎重に考えなくちゃいけないと思うのですが、何の計画もないのですか。

では、エコフロンティアかさまという施設がなくなるよと、あと8年後なくなるよと仮説しましょう。その上でどうですか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） エコフロンティアかさまにつきましては、茨城県が公共関与しまして設置をしました最終処分場でございます。その中には中間処理施設をあわせ持っています、市の許可と委託契約に基づいて一般廃棄物の処理を行っている施設でございます。協定の中では、現時点で開業から20年ということで、ご質問にもございましたように、その期間についてはおおむねということですから延びる可能性もあろうかと思いますが、廃棄物の処理施設につきましては、計画から完成まで非常にご心配をいただいておりますとおりに、長い年月がかかると認識しております。

計画はまだできておりませんが、早急に、その点も含めまして、今年度策定を急いで進めております一般廃棄物処理基本計画の中でも、議論を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 執行部の皆さんが執行するわけだから、それをチェックするのが我々の立場なので、こういう言い方をすると失礼ですが、二度と福田地区のような問題が、ほかの地区も含めてどの地区でも起こらないように、十分留意して計画をしていただきたいと思います。

一般廃棄物については、8年、さらに延びるかもしれないということも含めて、しかし、

部長の答弁の中で、また先ほど「県の」という言い方しましたから、やっぱり県なんでしょうね。この施設については県という考えなのでしょうね。県と市と、という言い方しますから。そこは、我々法律家じゃありませんから、法律的なことあれしませんが、厳密に言うとどこか落ち度があるということ、これだけ言っておきますよ。私は、公の公職の身で言わせてもらえれば、どこか落ち度があるんだと思います。どうもおかしなところが出てくる、いろいろな予算の動かし方とかそういうのを見ると。これは十分留意していただきたいなど。なぜこれ言うかということ、お話したように、頭がかわったんだから、茨城県も変わるんだから、笠間市も変えましょうよと、こういうことでこの質問は終わりにします。大項目1を終わります。

続きまして、大項目2、県知事選の結果と本市の今後について、小項目①、新知事誕生について率直な意見をお伺いいたします。これは山口市長にぜひともお願いします。

○議長（海老澤 勝君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 西山議員の質問にお答えいたします。

今回の知事選に関する率直な意見でございますが、ご承知のとおり、今回の知事選は、継続かもしくは刷新かを問われた選挙であると私は思っております。そういう中で県民は刷新を選択したわけでありまして。一方で、選挙戦を通じて、これまでの橋本知事の県政運営に対する評価があったのも事実でございます。

大井川新知事は、選挙を通じて、何事も諦めずチャレンジ、挑戦していくということを盛んに申しておりました。私もまさしく同感でありまして、新知事のもと、新しい県政運営が図られることを期待しております。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 私が選挙戦の中で耳にした7人の侍というくくりがあったのですが、その7人の中のナンバーワン、44自治体の中でトップだと思いますが、笠間市長、山口市長が、新人チャレンジャー、刷新を求めて名乗りを上げた、これは笠間市民にとっては大変勇気のある決断だなとも思ったでしょうし、不安もあったでしょう。結論としては、結果としては市民、県民がこのような結果を、今、率直な意見ということで聞きましたけれども、私は実質、この根強くはびこったしがらみというか、そういうものを茨城県はぬぐえなかったろうと、今回の選挙ではぬぐえなかったろうと。つまり半分、今の現職側の勢力が残っている。これは現実に、いばらき自民党の中でも処分をされる人が出てくるやに聞いております。つまり、しがらみから脱却できるかというのはなかなか難しい。

と考えたときに、我が市の山口市長はすばらしい決断ができたなど。前段で質問しましたエコフロンティアかさまのことを考えれば、なおさらよく決断ができたなど、私は本当に頭の下がる思いです。結果としては、約7万票の得票差ということですが、これを44自治体で割ったときに1,500票足らずなんです。1票でも多ければ勝ちですが、これは

真摯に受けとめるべき部分かなと私は思っております。

そういう中で、新しい知事がこれから誕生します。初登庁しますが、②に入ります。県と本市の関係を再検証すべきと思いますが、重ねて意見をいただきたいと思っております。

特に友部地区についての意見をいただければいいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（海老澤 勝君） 自席でお願いします。

○市長（山口伸樹君） ご質問にお答えをさせていただきます。

県と笠間市は、私が市長に就任させていただいた以降は、新市が誕生した以降については、さまざまな事業について連携をし、一緒に取り組んでまいりました。また、市内にはこの友部地区を中心に県の病院だとか行政機関がたくさんございまして、これらの運営についてもいろいろ連携をさせてきていただいたところでございます。

その中でも友部地区の事業については、現在進めております例えば筑波海軍航空記念館の整備や旧畜産試験場跡地、さらには茨城中央工業団地の企業誘致などもこれまで取り組んでまいりましたし、また今後も取り組んでいかなければいけないこの地域の大きな課題だと思っております。

今後、新しい知事の誕生のもと、今までよりさらに連携を強化しながら、この地域、笠間市の課題解決にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） これはちょっとさかのぼるようになってしまいますが、例えば友部駅の橋上化が、例えば合併前の平成10年前後ぐらいにもし完成していたとすれば、新しい笠間の中でもこの友部地区の事情はすごく変わっちゃうんじゃないかなと私思うんですね。そういう点いかがですか。

なぜ橋上化のお話をするかというのは、次の質問しますけれども、いかがでしょうか、市長の目線で。残念ながら当時の県議会議員の選挙区はこちらじゃなくて笠間単独でしたし、そういう意味ではお隣の議員がいるのに県が出張ったりとか、自治体と関係したり、これはあんまりそぐわない話なのでいかがなものかと思いますが、今、首長となってどう思いますか。平成10年からまりで橋上化が完成したとしたら。

○議長（海老澤 勝君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） 私は、当時友部町の行政にかかわっていたわけではございませんので、仮にどうであったかということのをさかのぼって考えてみたときもございませんので、何と答弁していいのかわからないのが実情ですが、そういうことです。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） 皆さん笑わないで。一国一城の主がこれからのことを、議員が政治生命かけて質問しているのだから、当時のことはわからないという答弁じゃなくて、もし当時友部町のトップだったら、あるいはかかわりがあったとする、だったらばこうだ

ったんじゃないかなという蓋然性を持った答弁はできるんじゃないかと思うんですね。

例えば、今の旧の南友部ですか、北口側、あの部分が現在市立病院を含めた総合的な施設、民間の特養、それから児童センターになっていますね。あそこは代替用地であったんじゃないか。でも、そこに着手できないまま合併してしまったんだ、合併したんだけど、なぜこの質問するかというと、実質、笠間市民が多くの借金を背負ってでき上がったのが現在の橋上化の駅舎なんですよ。当時だったらどうなのかといったときに、仮に借金をしても、あれだけのものをつくった、そしたらもっと事情が変わったんじゃないかということをお私は今思っているんです。

つまり合併というのは、昭和の合併をお手本にして平成の成熟した合併、これからどうするんだということも含めて、市長、考えていただくのが多分トップの考えだと思うんですね。いかがですか。

○議長（海老澤 勝君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） 当時、私の知る限りでは、友部町が駅の北側の区画整理をやって、それに合わせて橋上化をという目標を持って行政が進められていたのかなと思います。当時の社会状況、いろいろな地元との関係でそれが実現されなかったと。それらの事業のために一部確保しておりましたところが、さっき言われたように市立病院になったり、児童館なりになっておるわけでございまして、仮にそれが実現しておれば、合併後は違う事業の展開もできたことであるし、まちづくりにまた別な部分で新市として取り組んだこともあったのではないかなと思っています。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） もちろんそのとおりだと思いますよね。これ、何が言いたいかといいますと、この県知事選挙が非常に大きく影響するのではないかなと思っていますんですね。今回、市長が真っ先に刷新の旗印のもと大井川市を応援した、新知事を応援した、これは大正解だったわけです、結果として。これは過去の、今、友部の駅舎の話をしましたけど、もしあのときこうしていれば、つまりどういうことかということ、県の用地や施設、特に福祉施設、病院や養護施設、こういう施設がありながら、階段を駅の職員が3人がかりで車椅子を向こうからこっちへ運んでいるような、そんな格好でいたわけですよ。こういうことがもし早々に駅舎が完成していたら、その負担割合の問題になりますが、県が優先的に割合を七三とか四分六とか、そんなことで県の負担のもとできたらよかったのかなと思っています。

つまりそういうことを教訓にしたときに、今後、県と市のかかわりというのは、本当に幸いです、我が市の山口市長は、本当にともに全国ネットに流れるテレビの中で万歳の音頭をとったと、こういう立場でおりますから、特に年齢も知事のほうが若いということで、私は期待しているところです。

畜産試験場の利活用の問題についても、実は前に副市長が答弁しましたがけれども、民間

の株価の問題があったりして情報は流さないで、水面下でそこに建築するんだということをやっているんだよと、こんな話をしていたんですね。じゃ、これで現在の笠間市の発展にどんなふうにかかわるのかなといったとき、あれ5億円出したんですよね。というふうな話になってしまったりして、雇用を、きのうの質問の答弁では300何名とか、これはすばらしいことだと思います。

ただし、何事にも犠牲は必要です。犠牲に対して、リスクに対してどれだけのメリットがあるのか、デメリットに対してどれだけのメリットがあるのか。どれだけのコスト意識を持ってどれだけのことができるのかということを考えてときに、果たしてどうなのかなと私は、そもそも畜産試験場跡地をああいいう形で配送センターにするのはいかがなものかなと。先ほど答弁の中にありましたけれども、茨城中央工業団地が空いているんだと、そういうことも含めてもう一度見直すべきじゃないのかなと思っております。

そういう言い方しちゃうと、県の予算を引っ張ってこい、今度は知事との関係が今までとはちょっと違うんだからそういう中で県との連携を強くしてくれ、強化してくれ、地元のために何とかやってくれと。でも、私はそれが正しいと思うんですね。それが政治なんだと思っているのですが、いかがですか、市長。

○議長（海老澤 勝君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） 先ほど申し上げましたように、県関係の事業が笠間市には幾つもありますし、それを進めていくことが笠間市の活性化なり発展につながるものでございます。まずは、私は、この笠間市として抱えている問題、課題、さらにはこの笠間市にある県の先ほど申し上げましたような施設の課題、こういうものを新知事が早期にしっかり理解をしてもらうことが一番だと思っております。機会があれば、そういう課題を新知事にしっかり理解していただくようご説明なり何なりをして、その上で連携を図りながら進めていきたいなと思っております。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） ②を終わります。③に入ります。県の新体制と市との関係を、新知事と山口市長の関係を重ねた上で、今後の市及び山口市長の立ち位置をお伺いいたします。

さっきの答弁に重なっちゃったように感じますけれども、改めて新知事誕生に大変大きな力を注いだ山口市長に、これから笠間市の発展のためにどんなふうやっていくんだというビジョンも含めて、立ち位置をお願いしたいと思います。

○議長（海老澤 勝君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） 大変お褒めの言葉をいただいておりますが、私だけで選挙を戦ったわけではございませんし、多くの方のご支援があつて当選をされたのかなと思います。

立ち位置といいましても、非常に難しいというか、どう答弁していいかあれなんですけれども、私は、新知事となる大井川氏に対しては、この笠間市の実情、課題を早く把握し

ていただくとともに、県内44の自治体がございますので、こういう各市町村の実情というのも早期に把握していただくことが必要なのかなと思っております。もちろん私は笠間市の市長でございますので、この笠間市に対するいろいろな意味でのご協力を最大限お願いしたいなと思っております。

市町村と県というのは、決して上下関係ではないと思っております。対等な立場で我々の声にしっかり耳を傾けていただきながら、そしてまた議会の皆さんのお力もかりながら進めていきたいというのが、私の考え方でございます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君。

○13番（西山 猛君） ということは、今、笠間市のこれからのことを考えたときに、立ち位置というちょっと生臭い言い方しましたがけれども、市長は、改めてのスタートというか、道半ばというか、そういうふうな認識に私は受けとめたのですが、それでよろしいですね。新知事が誕生する、そこに寄り添った、勝った、県と自治体は対等であるということを含めて、これから市長の道はまだ半ばだなど、これから笠間市のために粉骨砕身頑張っていくというふうにとれたのですが、非常に明るい兆しが見えた答弁に聞こえたのですが、そういうふう認識してよろしいですか。

○議長（海老澤 勝君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） とり方にもよりますけれども、何と答えていいのか、私の任期はとりあえず来年の4月まででございます。知事とこれから一緒に力を合わせてやっていくには、それは乗り越えなければならない壁だと思えます。チャレンジ精神を持って前向きに進んでいきたいと思えます。

○議長（海老澤 勝君） 西山 猛君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（海老澤 勝君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は14日午前10時から開催いたしますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時19分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 海老澤 勝

署名議員 橋本良一

署名議員 石田安夫